

令和7年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

令和7年3月7日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（19名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
12 番	林 晴 道	13 番	宮 内 保
14 番	飯 嶋 正 利	15 番	宮 澤 芳 雄
16 番	伊 藤 房 代	17 番	向 後 悦 世
18 番	景 山 岩三郎	19 番	木 内 欽 市
20 番	松 木 源太郎		

欠席議員（1名）

11 番 遠 藤 保 明

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	向 後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総 務 課 長	山 崎 剛 成

企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	池 田 勝 紀
税 務 課 長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
環 境 課 長	高 根 浩 司	保険年金課長	高 野 久
健康づくり 課 育 て 支 援 長	飯 島 正 寛	社会福祉課長	向 後 利 胤
子 育 て 支 援 長	八 馬 祥 子	高 齢 者 福 祉 課 長	椎 名 隆
商工観光課長	大八木 利 武	農 水 産 課 長	伊 藤 弘 行
建 設 課 長	齊 藤 孝 一	都市整備課長	飯 島 和 則
会 計 管 理 者	小 澤 隆	消 防 長	常世田 昌 也
上下水道課長	多 田 一 徳	教育総務課長	向 後 稔
生涯学習課長	江波戸 政 和	スポーツ振興 課 長	金 杉 高 春
監 査 委 員 長	杉 本 芳 正	農 業 委 員 会 長	戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事 務 局 長	穴 澤 昭 和	事 務 局 次 長	黒 柳 雅 弘
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（飯嶋正利） 日程第1、一般質問。

一般質問に入ります。

◇ 戸 村 ひ と み

○議長（飯嶋正利） 通告順により、戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） おはようございます。戸村ひとみです。今朝も朝日は飯岡灯台から上り、西には真っ白な富士山が見えました。そんなすばらしい日に、こうして議会で一般質問ができることを心から感謝しております。

2025年最初の議会での私のテーマは2025年問題です。来月4月には2025年度が新しい予算とともにスタートするわけですから、この3月議会を2025年問題対策ではなくて、2025年問題を旭市の持つポテンシャルを最大限に活用し、しなやかに旭市らしく解決していく方法を考えていく場にしたいと思います。

さて、2025年問題とは一体どういう問題でしょうか。皆さんご周知のとおり、2025年問題によって5人に1人が75歳以上の社会となります。我が国は、さらなる高齢者人口の増加によって、次のような状況となることが予想されています。

まず、社会像の予想です。認知症高齢者数の見通し、約320万人、世帯主が65歳以上の高齢者世帯見通し、約1,840万世帯、65歳以上の独り暮らし世帯見通し、約680万世帯、年間死

亡者数見通し、約160万人、そのうち65歳以上140万人など、このような状況になった社会では、次に挙げる問題が起こり得ると考えられます。

高齢者に係る医療費の増大、人材不足の深刻化、後継者不足によって事業継承が困難となる。こういった2025年問題が社会に与える影響と課題は日本、そして日本全国の地方自治体が抱えることとなる深刻な問題です。

と、こんな深刻な状況に一縷の希望の光が一昨日のニュースに見えました。皆さん見られましたかしら。108歳、現役理容師、世界最高齢ギネス認定、見られましたか。はい、驚きました。ちょっと調べてみましたら、102歳から104歳も毎回ギネス認定されているんですね。いよいよ108歳で現役です。栃木県の箱石シツイさんという方です。本当に驚きましたのとともに、いや、うれしくなりました。

ちょっと笑ってしまったのが、ご紹介しますね。もう読まれた方もいらっしゃると思いますが、シツイさん、108歳、現役の理容師は、息子さんの髪の毛も切っていらっしゃるんですね。その息子さん、81歳です。「もうほとんど毛がなくなりましたが、いつも母がやってくれます。ハサミとくしを使って刈り上げて、小さくて偉大な母だと思っています。身長わずか138センチですが」これ読まれましたか。私、本当にほんわか心が温まって、そして涙が出てきました。

みんながみんな108歳の箱石さんを見習って、108歳まで現役でいられるかということ、なかなか厳しいものがあります。もちろんです。ギネスに認定されるぐらいですから、普通の人ではできません。ただ、この箱石さんの見習ったらいい生活習慣や、その中にヒントがたくさんあると思うのです。そして、それをまだどこもやったことがない、そういうことに挑戦する。ピンチをチャンスに変える方法として開発する、つまりイノベーションですが、旭市の高齢者福祉のイノベーションに生かせる、そういったきっかけになったらいいなと思って今ご紹介いたしました。

それでは、本題です。

1、高齢者福祉の充実について、ちょっと具体的に入ります。（1）高齢者の介護予防を目的としたプログラムの実施状況と、その成果や課題についてどう評価しているか。また、将来の介護予防施策を地域、行政、民間がどう協力して実現していこうと思っているのかを、具体的な戦略をお伺いします。

（2）です。通所型サービスの需要に対する対応状況について、現在のサービス提供体制は十分であると考えていらっしゃいますか。また、移動手段のない高齢者に対してどのよう

な移動支援サービスが提供されているのかをお伺いしたいと思います。

(3)です。高齢者の介護予防や健康維持において、健康体操が非常に効果的とされています。しかし、自己流で体操を行うことによるけがのリスクが懸念されております。適切な指導を受けるための環境整備が必要であると考えますが、本市の見解を伺います。

2の移住・定住の促進についてです。(1)移住・定住を促進するためにどのような取り組みを行っていますか。また、特に仕事を引退した元気な高齢者層をターゲットにした政策を推進することが、地域の活性化につながると考えますが、本市の見解を伺います。

(2)です。仕事を引退した元気な方々にとって、旭市の豊かな自然環境や生活しやすい田舎暮らしは魅力的な要素として挙げられます。二地域居住が注目されている中、移住先としての魅力をさらに高めるために、移住エリアの整備が必要と考えますが、本市の見解を伺います。

以上1回目です。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(飯嶋正利) 戸村ひとみ議員の一般質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長(椎名 隆) 1の高齢者福祉の充実についての1から3についてお答えいたします。

まず、(1)の高齢者の介護予防を目的としたプログラムの実施状況と、その成果や課題についてと、将来の介護予防施策の具体的な戦略についてお答えいたします。

本市では、介護予防事業として大きく分けて訪問型サービスと通所型サービスを実施しております。訪問型サービスはヘルパーによる生活援助、通所型サービスは通所介護施設へ通い、自立した生活を目指した専門職による機能訓練などの支援を受けるサービスとなっております。

そのほかに多様なサービスとして、NPO団体や住民主体のボランティア活動による自宅での簡単な家事手伝いや話し相手、見守りなどを行う訪問型サービスBや、高齢者の居場所づくりとしてレクリエーションや介護予防体操などの活動を行う通所型サービスBなどがあります。

また、65歳以上の全ての方が対象となる一般介護予防事業として、地域住民が主体となって介護予防体操などの活動を行う「通いの場」など、介護予防活動の支援を行う地域介護予防活動支援事業を実施しております。

成果としては、通所型サービスの利用者は定期的に評価を行い、個々の状態に適したサー

ビスへつないでおり、自身の状態を維持していただいております。しかし、住民の再自立に対する意識とサービスを知らない方がまだまだ地域には多くいらっしゃるため、周知活動をさらに進めていくことが課題と考えております。

本市では、介護専門職による訪問型・通所型サービスの提供のほか、地域住民によるボランティアや民間事業者のサービスの活用など、多様な主体が実施する支援体制を充実させることで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、取り組みを進めております。

次に、（２）通所型サービスの需要に対する対応状況と、高齢者に対しての移動支援サービスの提供についてお答えいたします。

まず、通所型サービスは介護保険の保険給付によるものと、補助や委託による多様なサービスがあります。ここでは要支援１、２の方の保険給付によらない通所型の多様なサービスについてお答えいたします。

この介護予防の通所型サービスは要支援の方などを対象とし、一時的に機能低下した高齢者に対して、再自立へ向けた適切なサービスを提供することで生活機能を改善し、自立した生活を続けていけるよう支援する通所型の事業となります。

この事業は、ＮＰＯ団体や住民主体のボランティア活動、民間企業のサービスなど、様々なサービス・活動が提供されることにより、高齢者が自宅で自立した生活を続けられるよう、サービス提供体制の構築を進めております。それをさらにより形にしていけるためには時代のニーズに合わせて、様々な手段を常につくり上げていく必要があるものと考えております。

次に、本市の移動支援サービスでございますが、介護予防教室や通いの場などの実施場所まで送迎するサービスを訪問型サービスＤという補助事業として実施をしております。

このほかに通院や買物などに利用できるデマンド交通を運行しているほか、コミュニティバスを市内４ルートで運行しております。

最後に、（３）の高齢者の健康体操における適切な指導を受けるための環境整備についてお答えいたします。

本市では、通いの場の活動において、介護予防のため「あさピー☆きらり体操」を実施しております。この「あさピー☆きらり体操」を開始するに当たっては、旭中央病院のリハビリテーション専門職が、初回時と３か月後に運動指導を実施しております。

また、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターの専門職が最初の３か月間は定期的に参加しているほか、介護予防サポーターによる運営支援も受けながら、その後、自主

的な運営へ移行できるようサポートしております。

このほかに定期的に全体大会を開催し、動作と目的の確認を行っているところであります。
以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課からは、大きな項目の2の（1）（2）についてお答えします。

まず（1）ですが、移住・定住の取り組み、それと高齢者層をターゲットにした政策の考え方に回答します。

移住・定住を促進する取り組みですが、まず本市の魅力や政策を知っていただくため、移住・定住に特化したPRサイト「あったか！旭」を開設しております。加えて、旭市観光物産協会内に移住サポートセンターを設置し、2名の地域おこし協力隊が移住希望者の相談に対応をしております。

そのほかSNSや市内外、時には東京で行われる移住相談イベントで、市の魅力や移住に関する情報を積極的に発信しております。

また、実際に市内に移住し、住居を新築または購入された方には定住促進奨励金として最大150万円、東京23区内、神奈川県、埼玉県から本市に移住し、起業・就業等を行った方には移住支援金として最大200万円を支給しております。この奨励金、移住支援金の対象には年齢制限はありません。

高齢者層のみをターゲットとした政策ではありませんが、生涯活躍のまちあさひ形成事業として、旭中央病院の隣接地に持続可能な多世代交流拠点を含むまちづくりを行っております。この事業は、元気な高齢者と子育て世代を中心としました都市住民の誘致と雇用の創出による若者世代の流出抑制、それと流入促進を実現し、市全体の活性化を図っていくというものです。

続きまして、（2）になります。移住エリア整備の考えに回答いたします。

移住エリアを整備する予定は現在ありませんが、短期居住に必要と思われる生活関連の店舗であったり、施設などは市内にある程度そろっていると思います。また、市で実施しています、お試し居住を利用することで、手軽に本市での生活が体験できますので、これを積極的にPRし、多くの方に本市のよさを実感していただき、二地域居住、移住・定住につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。通いの場ということについて、ちょっと詳しく聞かせてください。なぜかといいますと、介護予防の中で私が考えているのは、家に来てもらって、いろいろ予防策みたいなものやってもらおうというよりも、もう出ていかなければいけないと思っているんですよ。なるべく出ていく。

寝たきりよりは出たきりという、本当にもう出っ放しのほうがいいぐらい出ていただきたいんですね。高齢だからもう、1人で家の中にずっといて、何もすることがなくてテレビだけ見ているみたいな、そういう状況が一番よくないと思うので、この通いの場というのをちょっと具体的に数字も含めて教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 通いの場の具体的内容ということで、この通いの場でございますけれども、高齢者が住み慣れた地域で声をかけ合い、集会所などに集まり趣味や運動、また、「あさピー☆きらり体操」を通じた介護予防活動などを自主的に行う交流の場となっております。本市では、平成28年度より旭中央病院リハビリテーション科の協力を得て、「あさピー☆きらり体操」を開始し、介護予防に資する取り組みとして、住民の自主運営による通いの場ということで実施をしております。現在市内には39団体、672名の方が参加して活動しております。

また、住民主体のボランティアによる介護予防体操やレクリエーション活動である通所型サービスBにつきましては、令和6年度は3団体が活動しております。健康体操や作品づくりなどのレクリエーションを通じて交流することで、高齢者の居場所づくり活動を行っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ご近所とか声をかけ合いながら集会場とかに集まって、いわゆる健康体操とか趣味の延長みたいなものとかをやっていらっしゃるということですが、この数字なんですけれども、39団体で672名という、ここのところどうなんですかね。

旭市もほかの地方自治体と同じように、高齢者のほうがぐっと割合的には多いと思うんですよ、人口の割合的にはね。その中で、後でちょっと数字とかを出そうと思っていましたけれども、672名というのは、どういった割合になりますか。先ほど課長の答弁の中に周知を

していかなければいけないみたいな文言があったと思うんですけれども、これが周知をいろいろされての結果なのかどうかというところと、ちょっとお聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員、これは1番の再々でいいですね。（1）のですね。

○4番（戸村ひとみ） 全体的にちょっと同じようなことなんで、ざあざあと上からいってきます。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 39団体、672名の年齢構成とか男女比などでちょっとお答えしたいと思いますが、平均年齢として現在、82歳となります。通いの場が始まったときは大体平均76歳くらい、75歳くらいの方が集まって活動しているという形になります。男性と女性ですけれども、女性のほうが多い状況となっております。

この周知ということですが、先ほど1回目でもお答えしましたが、まだ再自立とか、こういった介護予防体操など、こういったのをまだ知らない方もいらっしゃるというのが、多分事実だと思います。高齢者福祉課のほうでは生活支援コーディネーターとか、地域包括支援センターとか、そういったところでいろいろチラシなどで広報なども出して、あとは地域の核となる方々、介護予防サポーターとか、そういった方が核となって一つの集まりをつくっていただくというような形で、こつこつと地道に広めていっているというような形であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 私はその672名という数字を聞いたときに、えっ、というぐらいの少なさだなと思ったんです。といいますのも先ほど来、言っていますように、やっぱりもう出ていかなければいけないという、そのことが私、頭の中にありますので、やっぱり出ていけるお年寄りを、出ていかせ、行かせてあげたいって言ったら変ですね。出て行ってほしいという、そういう集まりの場に、どこでもいいんですけれどもね。

出ていってもらって、自分の興味があるところに出ていってもらって、認知症予防だとか、あと足腰が弱るのを防ぐだとか、そういったことにつなげてもらいたいので、その周知にはこつこつと時間をかけてということだったんですけれども、答弁にもありましたけれども、平均年齢が始めた頃は76歳だったのが82歳になっているという、ということは始めた頃にもうちょっと若かった人たちは、そんなには入っていっていないのではないかなという感じ

がするんですよ、平均年齢が82歳になっているということは。

でも高齢者自体は当然のことながら増えているわけですから、このところちょっともう少し何かこう画期的な、こんなことができるんですよみたいな、そういうPRの仕方みたいなをやっていただきたいなと思います。それはちょっとお願いにしておきます。要望にしておきます。

ちょっとだんだん後ろのほうにいつて総括的に提案を申し上げたいんですが、ちょっと時間の関係上、（２）にいかせていただきます。

（２）のご答弁の中に通所型サービスの中に訪問型Dというのがあったんですけども、これはどういうものですか。様々なサービスの中で言われたことだと思うんですけども、この訪問型Dというのの内容と効果、お願いしたいと思います。想定される効果。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） ボランティアによる送迎の支援ということで、訪問型サービスDというのを実施しております。現在、市内では1団体ということで令和5年11月から活動をしていただいております。このサービスは通いの場とか、そのほかの介護予防教室など、その実施場所まで送迎していただけるサービスとなっております。

5年の11月から開始された事業ということで、この1月までで15か月間の利用人数ということで申し上げさせていただきますと、実人数12名の方、延べ送迎人数は313人ということで、送迎の回数は198回ということでご協力をいただいております。高齢者の移動支援ということで、市として、高齢者福祉課としても重要なものという形で考えておりますので、こういったところでボランティアの方が、こういった支援をしていただけるというのは、とてもありがたいことだなということで考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 確かにこれは物すごく大切なボランティア活動と言ったらいいのか、5年11月からで、それを担ってくださる方が12名、延べ313人と言われましたか。198回送迎をされているという実績があるということで、これはもうどんどん伸ばしていただきたいというのが、それがつまりは高齢者の移動手段の、通いの場なんかにも行けて、健康体操にも行けて、いろんなサービスに行けるという、そういうことにつながると思いますので、これを伸ばしていける方法というんですかね、何かありますか。

あと、こういうボランティアに頼る、でももう市が提供する行政サービス自体が、これから先、本当に超高齢化社会になってくると、ボランティアの人を当てにしないではできないようなことになってくると思うんですよ。ですから、ボランティアって物すごく大事なことだと思うんですが、ただ、そうはいってもボランティアだけに頼るというわけにいきません。

ですから、今現在、旭市ではコミュニティバスとかデマンドタクシーとか、そのあたりで高齢者の移動手段を担っているというか、そういう部分があると思うんですけれども、その令和元年から5年までぐらいでいいんですけれども、利用状況をお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、まずコミュニティバスから回答いたします。

令和元年度が7万7,556人、令和2年度が4万8,262人、令和3年度が5万3,553人、令和4年度が5万7,409人、令和5年度が5万7,024人です。

続きまして、デマンドタクシーになります。

デマンドタクシーですが、事業開始したのは令和2年度になりますので、令和2年度から回答いたします。令和2年度が4,091人、令和3年度が5,373人、令和4年度が6,648人、令和5年度が6,893人となります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 今、戸村議員が言われました12人という人数なんですけれども、利用している実人数が12人ということでありました。ちょっと聞こえづらくて申し訳ございませんでした。

あと、本市の移動支援に対しての今後のどうしたら増やしていけるかという手法ということで、市としても重要なものとして考えておりますので、今後、住民主体のボランティア、同じ形のボランティアを行っている方、そういった方たちに、団体に引き続き増やしていける取り組みなどを周知してご協力をいただく。また、ボランティア養成講座とか、そういった介護予防サポーターとか、そういった方にも、いろんな活躍されている方がいらっしゃいますので、そういった方にも、またお願いするなど、広めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） コミュニティバスなんですけれども、令和元年7万7,000人で、その後、がくと、令和2年ですか、数字が減っています。知りたいのは私、高齢者の足となっているかどうかというのを知りたいんですけれども、年齢別というのは多分分からないと思いますので、利用者の。ちょっとこのところで数字ががくと減っている。その理由を教えてください。

あと、デマンドタクシーのほうなんですけど、かなり多く……そうですね、コロナですよ、コロナでなんですよ。分かりました。デマンドタクシーは、そうはいつでも、かなり大人数で乗るわけではないから、数字がかなり増えてきているんですけれども、デマンドタクシーの使い勝手というんですか、料金的なものも含めて、市民の方から、あるいは特定して高齢者の方からどのような要望が出ていますか。

金銭的には若い方から見ると、収入を得ている方から見ると安いかなと思うんですけれども、高齢者が例えば健康体操に行くのに使えるかっていったら、そういう金額ではないと思うんですね。毎回400円とかかかる、片道で400円かかるとなると。そのところ、どういうふうなご要望とかが出ているか教えてください。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず要望で一番多かったのは、当初はエリアを三つに分けて運行しておりました。基本そのエリア内を運行、共通乗降場所として市役所であったり、そういったところは共通乗降場でいろいろなところへ行けたんですけれども、基本、エリアの中の運行でありました。一番多かった要望としましては、エリアを超えた先の医療機関に行きたい、病院に行きたいという要望が多くありました。それを踏まえて、エリアをまたいで運行できるように、それは改善いたしております。

料金につきましては、特にこれで高いとか安いとかというお話は聞いてはおりませんが、今だんだんデマンドタクシー、知られてきている効果もあって、利用者が増えているということは、金銭的にもある程度納得していただいているのかなというふうには思っております。

また、同じ場所から同じ目的地、一緒に乗っていただければ割安に、料金割引ができますので、そういったまた使い方もしいただければと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） なかなか同じ場所から健康体操とかに行く方というのは、そんなには

多くないと思うんですよ。本当にボランティアに頼るようなシフトをされるようになってくると思うんですけども、その前にできるだけやっぱり、言っても、そのボランティアをやる方も高齢化していますし、ですから、その前に市のほうでできるだけ高齢者が外に出られるような仕組みづくりというものを考える中で、ここのちょっとデマンドタクシーのもうちょっとこう利用したいけれども、利用できないという、そこのところの高齢者の、直接は言われないと思うんですけども、そこのところをちょっと聞き取りなどをしていただけたら、ありがたいかなと思います。

交通弱者というのをなくしないと、全てにおいて弱者となってしまうんですね、高齢者が。買物弱者だったり、銀行弱者だったり、先ほどルートに病院も入れたからということだったんですけども、本当に確かにその病院は入れてくださって正解です。交通弱者が病院弱者にもなります。結局は健康を害して、そのまま寝込んでしまうということにもつながりますので、高齢者には免許証を返してくれとか言いながら、でもじゃ、そうしたら自分はどうやってその目的地まで行くんだという、そこのところを返してもらったら、こういうことができますよというのを提示しないで、返してくれ、返してくれというのでは、ちょっと行政側としては、やり方として間違っているのではないかなと思いますので、そこのところデマンドタクシーに関しては、もうちょっと検討をお願いしたいと思います。

あと、（３）の健康体操のほうに入ります。

健康体操を自己流でやって不具合が出てきて、新たな健康体操のところで、それを直してもらいたいな、あるいは、もう健康体操に行って、ここの筋を痛めてしまったから、もう行かないとかというようなお年寄りの話をちょっと聞いたことがございますので、これを取り上げてみました。

実際には中央病院のリハビリセンターのほうのご協力をいただいて、立ち上げのときと、あと定期的に動作と目的の確認というのをやっていただいているということなんですが、この定期的にというのが聞くところによると、そんな頻度でもないかなというふうに思うわけです。そうすると、もうどんどん高齢者が増えてきているわけで、そこのところで何かここを補完する、本当は健康のために行っているのに、健康を害してしまうというようなことがないために、今のシステムを補完する何かが考えられないのかなと思うんですけども、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 通いの場の健康体操のけがのリスクなどの、そういった適切に指導を受けるための環境整備ということで、通いの場のほうには介護予防サポーターという方が運営のほうに携わっていただいております。

この介護予防サポーターというのは、介護予防サポーター養成講座というのがありまして、そこを受講された方です。その受講生の家族の介護予防の実践と、それに加えて通いの場の立ち上げの支援、そういった役割を担っていただいている方です。こういった方が現在、市内に133名の方がいらっしゃいます。うち89名の方が通いの場の運営に携わっていただいております。そういった方々のご協力を得ながら、また市のほうの包括支援センターの保健師等、また口腔ケアとか、そういったもののメニューを加えながら、通いの場のほうの運営のほうを行っているというような状況であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 介護予防サポーターという資格なのか、何なのか、あれですけども、このサポーターになろうというような、そういったモチベーションというんですか、それはどういうところから、どういうのを期待していらっしゃるんですかね。

今、133名いらして89名がそういう通いの場に携わっていらっしゃるということなんですけれども、この人数が増えれば増えるほど、介護予防には有効ではないかなと思うんですが、介護予防サポーターになろうという、そのモチベーションってどういうところにあるんですかね。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 自身が家庭等で家族の介護予防を行いたいとか、あとは、この通いの場を立ち上げる地域の核となる、言い方はあれですけども、介護予防の意識の高い方というような方になるのかなと思います。

あとは、一般的に今言われているのは、高齢者は支えられる側だけではなくて、支える側として活動していただくと。助け合いながら暮らしていくと、自分の役割を持って活動していく、生活していくというようなことが言われております。そういったものを理解している方だと私は感じております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 分かりました。ただ、そういったモチベーションだと、やはり実際には物価高もあるし、いろんなことが影響して生活が大変で、そんな自分の家族の介護予防は考えるけれども、なかなか旭市全体のとか、そういうところまでボランティアとしてとかというようなところまでは、なかなか考えられないと思うんですよ。本当に自分の生活が大変ですから。

あとさっきもご答弁にありましたけれども、高齢者もやはり老老介護予防の、高齢者をも当てにしているということだと思えるんですけども、そうすると、やっぱりもうちょっと何かこう自分の生活が大変でも、やっぱりこれはやらなければいけないことなんだというような、そういったモチベーションが生まれるような、そういった仕組みづくりをちょっと考えていただきたいなと思います。実際にはどういうことをすればいいかというのは、私も一緒に考えていきたいと思えるので、お願いいたします。

今、取り上げましたのが健康的な生活を送るための介護予防ですよ。健康体操やったりとか、そういうことに対して市としてはどういうことができるのかなということを聞いてきたんですけども、これは介護予防、つまり健康的な生活をしていないと介護予防にはなりませんから、健康的な生活指導のためにほかにやっていること、市としてやっていることがありましたら、高齢者のですね、お願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 介護予防以外の健康に対しての市の取り組み、事業としては在宅医療・介護連携推進事業ということで、切れ目のない在宅介護の提供体制構築ということで、そういった必要な情報を収集して課題の把握、施策の企画などをする、そういった事業を行っております。

具体的に言いますと、在宅医療とか介護関係者からの相談受付とか、あと医療介護の資源の把握のための周知啓発とか、あと高齢者を支える医療の介護情報マップとか、いろいろな方法で健康体操以外のものでも広く事業を実施しているところであります。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。ちょっと聞き方が悪くてごめんなさい。

通いの場で健康体操以外のことで、さっき趣味のとかありましたけれども、そういうので生活指導のために何かやっていらっしゃるのがあるのかなと思って聞いたんですけども、実際にヒアリングの中で課長からお伺いしたのが、どこでしたっけ、楽天堂でしたっけ、食

事を一緒に作っていらっしゃるとか、そこに通ってくる人がですよ。自分の食事も調理する人と一緒に作っていらっしゃるだとか、そういう話を聞いたものですから、そのところでちょっとそれはいいなと思ひまして、通所B型でね。お昼ご飯を一緒に作ってみたりだとか、ここからは提案なんですけれども、その場で栄養指導もやってもらうとか、あとは、この栄養指導というのが、実はさっき紹介した108歳の現役の理容師が、長生きの秘訣はって聞かれたら、食べるものが一番だよって言われたんですよ。ですから、もう食というのが一番大切なんじゃないかなと思ひまして、食といえば旭市ですよ。旭市は食のまちですから。

そうしたらもう旭市でできることがいっぱいあるんじゃないかなと思ひて、例えばさっき言ったような通所B型の昼ご飯のときに栄養指導を入れてもらうだとか、あと、通いの場に歯科健診にこちらから行ってもらうとか、食べるために歯が丈夫じゃないと駄目ですから、歯科健診に行ってもらうとか、あとはもう健康な肉体に健全な精神が宿るということもございますので、その通いの場に子どもたちも参加してもらったらどうかなとか、いろいろちょっとご提案をしたいなと思ひまして、そんなことを聞いてみました。ありがとうございます。

次いきます。移住・定住の促進です。

移住支援金とか、そういうのはもう本当にほかの議員さんたちからもいろんな質問があったりとか、予算だ、決算だのときにいろいろ聞かせていただいております。これで特に年齢制限もなしということなんですけれども、実際に移住してみえて、この移住支援金を使われたという高齢者はいらっしゃいますかね。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 定住促進奨励金のほうで回答いたします。

定住促進のほうですけれども、令和5年度の実績で言いますと、高齢者、60代以上ということで回答いたします。60代以上の方が6件でした。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 定住促進ということで、具体的にはどういうものを申請されて、その金額を教えてください、6件のうちの。

それと、先ほどご答弁にありました生涯活躍のまちの居住エリアの面積と、それから想定される移住者数、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、定住促進奨励金、要件のほうになりますけれども、基本的な要件としましては、旭市に市外から来る方で、旭市に5年以上居住する意思がある方、住宅を取得した、あとは転入前に3年間続けて旭市に住民登録がなかったことなどになります。

限度額ですけれども、限度額150万円になりますが、基礎額が30万円、あと要件としまして、加算の要件が夫婦どちらかが39歳以下の場合が20万円加算、同居の世帯員に中学生以下の子どもがいる場合、子ども1人当たり10万円の加算、取得した住宅が新築の場合20万円の加算、市内事業者で新築した場合10万円の加算となっております。

生涯活躍のまちのエリアの面積と想定人数についてお答えいたします。

生涯活躍のまちの居住エリア、まず面積ですが、これは事業計画で特別養護老人ホーム、それと一般住宅としている部分を合わせて約8,200平米になります。想定されている移住者数ですけれども、これは当初の計画になりますが、200人を想定しております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 当初の計画200人ということで、まだ分からないですもんね、一体どういう数字になるかというのはね。定住促進の支援金なんですけれども、要件として考え……これ高齢者大丈夫かなという、ぴんぴんとはねると、結局基礎、基本というんですか、30万円ということになるわけですよ。先ほど年齢制限なしって言われましたけれども、中学生以下がいるとか、それ高齢者にはちょっとあり得ないことですし、配偶者が30歳でしたっけ、何でしたっけ、それも、あり得ないことはないでしょうけれども、普通に考えると定住促進で高齢者がということになると、30万円ということになるということでもいいんですかね。

違う。ごめんなさい、私の理解力が悪い。そこをもう一回教えていただきたいのと、高齢者の移住希望者に対して、高齢者に私、今回は特化していますからね。1次産業就労支援とか住居支援というのは適用になるものなのかどうなのか、お願いします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 最初に、高齢者の加算限度額の話、回答いたします。

まず基礎が30万円ございます。ここはまず間違いありません。あと、これで止まってしまうかっていったらそうではなくて、あと取得した住宅が新築であれば20万円、あと市内業者

で新築をすれば、もう10万円加算となります。1次産業の住居については、また別に。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 1次産業の支援についてということでお答えします。

近年、都市部にお住まいの高齢者の方々の中には、自然豊かな環境での暮らしを求め、農業に関心を持たれる方が増えております。本市としても、こうした移住希望者に対して、農業を通じた定住の機会を提供することは、地域の活性化や農地の有効活用につながるものと考えております。

具体的には、農業や農村の暮らしに興味を持っている人が、新規就農に至るステップを容易に学べる民間の研修プログラムに旭市も協力しております。また、地元の農業法人と連携し、農作業の支援活動を通じて、農業に触れる機会を創出することも有効であると考えております。

農業の担い手不足が課題となっている中、高齢者層の皆さんがライフスタイルの一環として農業に携わることは、地域の農業振興にも寄与するものと期待しております。そのため移住希望者向けの相談窓口の充実や、移住後のフォローアップ体制にも取り組んでおります。

今後とも関係機関と連携しながら、仕事を引退された高齢者を対象とした農業政策について、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

就農における高齢者を対象とした住居支援制度はありませんが、先ほどもお話ありました定住促進奨励金や移住支援金を利用いただければと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） 新築とかというと、高齢者ってちょっとハードル高いですね。なかなか高齢者で、じゃ支援してもらえから新築建てようみたいな人はなかなかいらっしゃらないかなと思うわけです。ですから移住してきたら30万円という、このところでもう少し何か策がないかなというのを考えるわけです。

といいますのも、先ほど高齢者福祉のほうの課長からのご答弁もありましたけれども、もう介護に関しても老老介護になっていますし、介護予防に関しても、もう老老介護予防ということに当てにしなければいけなくなってしまっているわけです。ですから、この定住支援金にしても、そういう老々のところの最初の若いほうの老を担ってくれる人を増やすという意味では、もう少しこのところでは何かこうシステム的に考えられることがあるのではな

いかなと思って、それをちょっと今後検討していただきたいなと思います。

1次産業の就労支援というのは、本当にさっきも言いましたけれども、やっぱりこちらも高齢者を当てにしなければいけないという状況にもなっていますので、このところの住居支援なども少し考えていただいたらいいかなと思うんですけれども、担当課一つで、課だけで考えられることではないと思いますので、就労支援に関しても民間との連携とか、これが大事だというふうにおっしゃっていましたので、こちらの住居支援のほうも民間と連携しながら、ちょっと考えていただけたらいいかなと思います。

何しろ元気なシニアを増やすことが、増やすというか、元気なシニアをこれから増やそうと思ったら大変なので、私は移住して来てもらうのが一番だと思っているんですよ、元気なシニアにね。

これは私、市長にもこの前お話ししたんですけれども、元気なシニアが移住して来てもらえると、もちろん経済活動してくれますから、お金も落としてくれる。元気が余っていますから、余っているということもない。ボランティアにも参加してくださるでしょうし、いろんな意味で仕事もやりたいと思う方もいらっしゃると思います。ですから、そういった意味では、移住策というのを元気なシニアに特化したものを何か考えていただきたいなと思います。

お試し居住というのを（２）のほうで答弁あったんですけれども、お試し居住の実績、教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） お試し居住の実績になります。令和４年度が１組で３人、令和５年度が４組で７人、令和６年度は申込み、今のところございません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） お試し居住をしてくださった方というのは、今現在、結果がどうなっているのかなというのと、こういったご意見をお持ちかなというのをちょっと教えてください。

お試し居住の後に二地域居住があるのかなというような気もするんですけれども、二地域居住に対して、市としてはどのようなお考えをお持ちですかね。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、お試し居住のほうですけれども、すみません、ちょっとこれは移住につながったというケースはまだございませんでした。ただ、利用された方につきましては、実際に住んでいただいて買物であったり、市の雰囲気であったり、それを見て回れたということで、評判はよかったです。

あと、二地域居住の考え方になります。まず、二地域居住ですが、これは都市と地方にそれぞれ拠点を持って、自由に行き来して生活するという新しい暮らしの一つになります。例えば平日は都市で仕事をして、週末などの休みを利用して地方で趣味などのゆとりある生活を過ごすことで、都会の便利さ、それと地方の豊かな自然や食、レジャーなど、両方を享受することが可能となります。

本市は都心からのアクセスもよく、サーフィンなどが楽しめる海と豊かな緑にあふれ、全国屈指の生産量を誇る新鮮な農畜産物、千葉県最大規模の旭中央病院、ショッピングセンターに隣接したおひさまテラスでは、屋内型の遊具やコワーキングスペースも確保されており、二地域居住には最適な地と考えております。

都市の住民が一定期間地方で生活することで消費等の需要が創出されるだけでなく、地域コミュニティとつながることで地域の担い手の確保であったり、新たなビジネスや後継者の確保、雇用の創出なども見込まれることから、地域の活性化において貴重な役割を果たすと考えております。

また、二地域居住から定住に結びつくケースも多いことから、本市の活性化と移住・定住を促進する機会の一つとも考えております。

失礼しました。お試し居住から移住のほうにつながったかということで、令和5年度に1名の方が移住されています。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○4番（戸村ひとみ） ありがとうございます。二地域居住ね、ご答弁にもありましたけれども、本当に私とてもこれ旭市にとって有効な施策ではないかなと思うんですよ。ですから、この二地域居住に今現在、何か支援があるのかどうかを聞いて、ちょっと今のご答弁ではなさそうな感じがするんですけれども、こういった支援が考えられるのか教えてください。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 二地域居住への支援ということでございました。特に現在のと

ころ支援等は考えてはいないんですけれども、まずそこにいていただくためには、まず旭市を知ってもらう必要が当然あるかと思います。支援については特に今は考えていないんですけれども、まず市を知っていただく、足を向けてもらう、そういったところからまず始めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 戸村ひとみ議員。

○４番（戸村ひとみ） そこなんですよ。まず旭市に、本当にこんなにいいまちなので、まず旭市に来てみてくださいという、その施策をどう考えているのかというのを聞いたかったんですけれども、といいますのが、実は私も旭市に定住する以前、二地域居住を目指していたんです、実は。

それで、週末だけ旭市ということを目指していたんですけれども、もうあまりにもいいまちだし暮らしやすい。そして、一つは津波からの復興というので何かボランティアができないかなということで、これはもう定住というふうに考えたときに、まず最初に商工会のほうのセミナーに参加したんですね。起業支援ですよ、起業支援セミナー、女性起業何とかだったかな。そういうのに参加したんです、定住する前にね。

旭市でどういうことができるかなというのを考えるために、そのセミナーに参加したんですけれども、そういったふうに定住のきっかけというのは、いろんなところにあると思うんです。ですから、例えば先ほどの移住の農業支援だとか、あとは移住して農業するという移住の農業支援だとか、私、起業ってそんな大したものではないんですけれども、でもやっぱりこのすばらしいまちで、食のまちだし、気候もいいし、このまちで何か自分の夢がかなえられるんじゃないかみたいなのを思う人が、そこに、目の前に何かのそういうセミナーとかがあったら、そこで、ここのまちで夢をかなえる、勉強したいというふうなことを思われるのではないかなと思うんですよ。それは高齢者でもってことですよ、私、今、高齢者に特化していますからね。ですから、そういったところをちょっとPRしていただきたいんです。

それが幾らアンテナ張っていても、そういうのが引かかるかどうかというのは、かなりな確率としては低いと思いますので、私ここでちょっと都市間連携をぜひ進めていただかないと、市長に提案するんですけれども、といいますのが、千葉県が出しているデータなんですけれども、年少人口の高いほうからと、年少人口の低いほうからというのを五つずつ市とか町とか挙げて出しているんです。あと、生産年齢人口も高いほうからと低いほうからと。それと高齢人口、これも高いほう、それから低いほう。

これの相関関係を見ますと、きっちり当てはまるのが、もうもちろんです、想像するだけで分かるんですけども、年少人口の割合が高いところは、高齢人口の割合は低い。これはあと、生産年齢人口の割合が高いところは高齢人口の割合が低いという、こういう相関関係が、もうすぐに分かることなんですけれども、こういう相関関係があって、千葉県の中でも今、子どもたち、いわゆる年少人口とか生産年齢人口とかが高いところ、その中に浦安市、市川市、あと千葉市中央区、成田市、船橋市、それから子育てするなら流山とかって言うような流山市とか、印西市とか、そういうところがあるんですが、流山市、印西市とかは、すみません、私の中ではちょっと都市部というイメージはないんですよ。

先ほどの二居住政策の中では、都市部をターゲットにしなければいけないと思いますので、浦安市、市川市、千葉市、その辺りの生産年齢人口の割合が高いところ、そこの連携を取って、旭市に二地域居住をしてもらえるような、そういった施策を、お互いにウィン・ウィンだと思うんですよ。そういう千葉県の中でも都市部と言われるところから、何しろ距離的にも近いですから、県内ではありますし、そういったところと都市間連携を組んでいただいて、どうやったら元気なお年寄りがこちらに、二地域居住をしていただいて、その後、あわよくば定住していただけるような、そういうことを都市間連携で、都市部としてもやはり子育てをする世帯だとか、そういうところを増やしたいに決まっていますから、旭市もちろんそれは増やしたいんですよ。

ただ、本当に物理的に交通の面だとか、いろんな意味で無理な部分が、そんな劇的に増やせるような施策というのがない限りは、私はちょっと子育て済んだら、ここ旭市のほうのシフトのほう旭市のためにはなると言ったらあれですけども、この2025年問題を抱えている、全国どこも抱えているんですけども、旭市としては、そちらにシフトしていくことで、この2025年問題を乗り越えていくような、そういった策が生まれるのではないかなと思います。ちょっともっといっぱいいいところを提言したかったんですが、ちょっと時間の都合上、ちょっと市長のお考えをお聞かせください。

○議長（飯嶋正利） もう4回終わっていますんで。

○4番（戸村ひとみ） 終わっちゃった。分かりました。すみません。

○議長（飯嶋正利） よろしいですか。

戸村ひとみ議員の一般質問を終わります。

戸村ひとみ議員は自席へお戻りください。

一般質問は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（飯嶋正利） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（15 番 宮澤芳雄 登壇）

○15 番（宮澤芳雄） 議席番号15番、宮澤芳雄です。

令和7年旭市議会第1回定例会におきまして一般質問を行います。

質問事項は大きく分けて3点、6項目であります。

それでは、通告順により質問をしたいと思います。

1点目、中学校の部活動地域移行について。

令和8年度から休日の中学校の部活動が地域に移行されますが、それについて市の方針を伺います。

（1）モデル事業の進捗状況について。地域移行に先駆けてモデル事業として行われているソフトテニスでの生徒数、指導者数、活動回数、活動場所について、そしてアプリの利用状況、使用状況についてお尋ねします。それと、旭市公認地域クラブAMOCとは何ですかと、併せてお聞きします。

（2）地域移行に伴う補助金、これは国と県の補助金、それについて聞かせてください。

大きな2点目です。中学校の統合計画について、市内の中学校の統合スケジュールについてお尋ねします。

（1）統合計画と今後の方針について伺います。北統合中学校、南統合中学校、東統合中学校、統合スケジュールはどのようになっているのか伺います。

大きな3点目、旭市の水道事業ビジョンについて伺います。

ちょっとすみません、議長、いいですか。向こうのやつに入っている。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 29 分

○議長（飯嶋正利） 会議を再開いたします。

○15番（宮澤芳雄） 大変失礼しました。

3点目、旭市水道事業ビジョンについて伺います。

南海トラフ巨大地震が30年以内に発生する確率は85%だと、気象庁から発表されました。

旭市の水道施設も老朽化が進み大変心配です。

そこで、（1）東総広域水道企業団の送水管計画について伺います。

（2）市の管路の更新計画はどうなっているのか、お尋ねします。

更新時期が迫っている水道施設、これについて伺います。

以上3項目、再質問は自席で行います。

○議長（飯嶋正利） さっき、更新計画のところの「更新」が抜けている。送水管計画になっている、（1）。

○15番（宮澤芳雄） 大変失礼しました。

大きな3点目の（1）です。東総広域水道企業団の送水管計画について伺います。

○議長（飯嶋正利） 違う、「更新」。水道管「更新」。

○15番（宮澤芳雄） 水道管の更新計画。大変失礼しました。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは教育総務課から、まず大きな1番目の中学校の部活動地域移行についてお答えいたします。

（1）のモデル事業についてですが、中学校の部活動地域移行に向けまして、市では地域移行モデル事業補助金を創設し、今年度、ソフトテニスにおいてモデル事業を実施しております。

運営主体となる地域クラブをAMOCと名づけまして、こちらのほうに兼職兼業を申請した教職員及び部活動指導員を兼ねる地域人材、大学生、合計11名が交代で指導に当たってくださっております。

生徒数ですが、第二中学校と飯岡中学校のソフトテニス部員の中から希望者を募り、現在46名が参加をしております。9月から1月までで計18回、AMOCとして実施をしております。

活動場所ですが、こちらにつきましては生徒が参加しやすいよう考慮しまして、第二中学校と飯岡中学校で交互に行っているところでございます。

それと、アプリのほうですが、活動における指導者、保護者間での連絡を行うため連絡アプリを利用しております。指導者からは、練習スケジュールや練習試合等の案内を、保護者は欠席連絡をアプリを通じて行うことができまして、アンケートでは「便利である」との意見を多くいただいております。

このアプリは、令和7年度までは無料で利用できますが、これ以降は利用料金が発生する予定になっております。このAMOCに生徒を参加させている保護者は全員利用をしているところでございます。

続きまして、(2)の移行に伴う補助金についてですが、国・県の補助金につきましては、地域移行に向けた環境整備を進めるために、千葉県ではスポーツ庁の地域スポーツクラブ活動体制整備事業の事業を利用した委託事業として、千葉県地域クラブ活動体制整備事業（実証事業）というものを実施しております。

この補助事業は令和7年度についても募集がありまして、旭市も申請手续をしております。なお、補助金額につきましては、千葉県内で本事業への参加希望状況により変わるため、まだ確定をしておりません。

今後も、国・県の補助の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番目の中学校の統合計画についての(1)ですが、市内中学校の再編につきましては、旭市学校再編基本方針に基づき、児童・生徒の推移や保護者アンケートの結果を踏まえて、地域検討会議の設置など、順次再編の手续を進めてまいります。

再編する中学校ですが、(仮称)北統合中学校は、第二中学校の学区の一部、琴田・共和地区と、あとは干潟中学校を統合しまして新設予定となっております。

(仮称)南統合中学校については、第一中学校と第二中学校の中央・干潟・豊畑の区域を統合しまして、候補地を第一中学校または第二中学校としております。

(仮称)東統合中学校は、海上中学校と飯岡中学校を統合し、候補地を海上中学校と、それぞれ予定をしております。

地域検討会議などの設置時期につきましては、北統合中学校を令和7年度に、南統合中学

校につきましては、北統合中学校との関連性を考慮しましてその翌年、令和8年から9年度に、東統合中学校は令和10年度以降をめどに、それぞれ関係する学区にこの地域検討会議を設置しまして、再編に向けて地域の方々と取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課からは、3番の旭市水道事業ビジョンについて、まず（1）の東総広域水道企業団の送水管更新計画についてお答えいたします。

東総広域水道企業団の送水管の更新についてですが、今年度、旭市へ送水するための旭支線、干潟支線及び西幹線の更新について、東総広域水道企業団とグループ企業との間に、事業の円滑な実施のための協力義務や必要な事項を定めた基本協定が締結されました。

グループ企業には管材企業、設計企業、地元建設企業が含まれており、設計と施工を一体の事業として発注する設計・施工一括発注方式と伺っております。

今後は、令和7年度から詳細設計を行い、令和8年度から工事を進め、工事完了は令和13年度の予定と伺っております。今回の更新事業は、近年、漏水の発生した旭市内の送水管を優先して更新する計画とのことです。

なお、設計・施工一括発注方式により更新事業を行うことにより、従来の発注方式で計画した送水管の更新時期が短縮されるものと見込まれております。

続きまして、（2）の管路の更新計画についてお答えしていきます。

管路の更新事業につきましては、旭市水道事業ビジョン及び旭市水道施設耐震化計画に基づき設定された基幹管路、重要給水管路、配水区域適正化管路及び老朽化管路について、それぞれ評価を行っております。

その中で優先順位を設定し、順次最新の耐震管への布設替えをするものであり、基幹管路については令和6年度、重要給水管路、配水区域適正化管路及び老朽化管路については令和4年度より工事を進めているところでございます。

続きまして、（3）の施設について、こちら配水施設ということによろしいでしょうか。

市内には旭配水場、海上配水場、干潟配水場、飯岡配水場の4施設があり、いずれの施設も昭和56年に建設された施設であります。

海上配水場につきましては、平成29年度に配水地の増設及び耐震化工事が完了しております。そのほかの3配水場につきましては、現状の機能状況を把握し、優先度に配慮しながら、計画的に更新を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） それでは、再質問を行います。

大きな1番の（1）です。モデル事業の進捗状況について再質問します。

モデル事業として行われているソフトテニスでの生徒数、これを今教えてもらいました。

もう1点、次年度から取り組む陸上競技についてはどのように進めていくのか。

それと、2月20日の読売新聞に掲載された順天堂大生が旭市の陸上クラブで中学生に競技の指導を行っていて、地域移行後も指導に携わっていきたいと話していますが、そのことについて、分かる範囲でいいですから教えてください。

地域移行では、スポーツ庁、文化庁、文部科学省や県の方針により取り組んでいくことになると思いますが、当分の間はOBも含めた教師の協力なしでは難しいかと思われます。そうすると、これまで県から教員が休日に指導を行った場合に支払われていた特殊業務手当は、令和7年度で打ち切られるとのことですが、それでは令和8年度以降は県の負担分を誰が支払うのか、市で負担することはできるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 部活動地域移行の市の目標が、令和7年度に全中学校1部活以上を地域移行するという事になっていることから、市内全中学校にある陸上競技部において令和7年度にモデル事業を実施する予定で準備を進めております。

このモデル事業の受入れにつきましては、旭市陸上競技協会にご協力をいただきまして、旭Jr.陸上競技クラブを実施主体とする予定でございます。

指導者につきましては兼職兼業を申請した教職員及び地域人材と大学生となる予定で、令和7年9月からの開始を予定しております。各中学校の陸上競技部員数が多いことから、複数の練習会場に分けて実施をする予定です。

なお、新聞記事の大学生につきましては、現在、旭Jr.陸上競技クラブの指導者を務めていただいております。モデル事業として実施した際も、引き続き中学生の指導に当たっていただける予定と聞いております。

それと、教員の特殊業務手当についてですが、教職員は現在、休日に4時間以上の部活動の指導に当たった場合、教員特殊業務手当として日額3,600円が支給されております。県はこの教員特殊業務手当について、現時点で制度の廃止は表明しておりませんが、休日の学校

部活動は今後縮小されていくこととなるため、制度の需要の程度に合わせて制度の廃止を含めて検討を続けることとされております。

地域移行によりまして、学校部活動ではなくなって、地域クラブへの指導に当たった場合はこの特殊業務手当が支給されないため、新たに指導者への謝礼の支払いが生じます。

この財源につきましては、国のほうでは受益者負担ということを言っていますが、受益者負担を含めて国や県からの補助の動向も注視しながら、今後検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

（「ちょっと1点議長、いいですか」の声あり）

○議長（飯嶋正利） はい。

○15番（宮澤芳雄） 7年度までの特殊業務手当というのは、金額を打ち切るのか、継続なのか、そこを聞いたんですけれども、どうなのでしょう、分かりますか。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 7年度までは当然支給される予定です。8年度以降、こちらは廃止も含めて今検討中ということでございます。ただ、はっきりとは廃止ということは方針は出されておきませんので、今後の状況を見ていきたいと思っております。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 私の聞いたところでは、これはしばらくの間継続するようなことがあるんですけれども、教育総務課のほうで分かっていたらちょっと教えてもらいたかった。ありがとうございます。

3回目の質問です。一つの競技種目で指導者への補助金は4人ということですが、種目によっては指導者の数が足りなかったり、先ほどお話があったとおり、会場が分散すると指導者の数がまたより多く求められると思います。

今後、市ではそれらについてどのように対応していくのか。それとまた、地域移行の負担額は幾らくらいになるのか、分かればお尋ねします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 現在のモデル事業においては指導者4名で指導を行っておりますが、このモデル事業での結果を踏まえて、今後設置を目指す地域クラブの体制については、1クラブ当たり指導者何人で運営するかについて今後検討していく予定でございます。何人

必要かという考え方の例としましては、例えば生徒数20名に対して指導者1人とするなど、生徒数と指導者数のバランス、これを重視したいと考えております。

それと、指導者の確保につきましては、兼職兼業を希望する教職員や地域の方々、地域人材及び県のほうで行っている人材バンク、「クラサポ」の活用を検討しております。

それと、負担額のほうでございますが、これにつきましては、今後アンケートなどを実施しまして、あとは立ち上げるクラブ数と必要な指導者数の検討を踏まえまして、受益者負担が実際にどのぐらい必要となるのか、こちらにつきましても今後併せて検討を進めてまいります。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） よろしく申し上げます。

地域移行で一番先に心配だったのは、指導者が技術指導をするのは当然のことなんですけれども、最初に心配だったのは保険はどうするだとか、それから係る経費だとか会場設営、これを全部指導者にお願いをするのは、いずれはどんな形にするか、方向性はこれからいろいろ考えていくと思うんですけれども、今の段階では指導者に全部負担がかかると思うんです。

地域移行で指導者と事務局、俗にいう事務局ですね、これは当然分けて考えないと地域移行というのは難しいと考えられます。指導者は指導に専念して、経費についてや保険の手続、会場の設定などは別に事務局を設置して運営していくべきだと思います。それについて、市の考えをちょっと聞かせてください。よろしく申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 現在、モデル事業では、指導者の負担というものが大きいということは課題として聞いております。

市としましては、部活動地域移行が円滑に進むように、令和7年度に運営事務局というもの設置を検討しております。この運営事務局は、地域移行に向けた準備、連絡調整、そして将来的には各種事務手続を担っていくことも計画しております。

このことにつきましては、旭市部活動地域移行推進協議会、こちらの協議会においてスポーツ団体関係者と文化団体関係者、それと市内中学校長、あとは文化部活動の代表の方、保護者代表の方からご意見をいただきながら、地域移行に向けた運営事務局を設置する方向で現在進んでおります。

それと、議員からご提案ありましたように、指導者が指導に専念できる環境整備を行って、生徒たちにとって充実した活動になるように準備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 最後ですから、私の考えですけれども、国は働き方改革の一つの手段だという話も聞こえてきました。しかしながら、中学校時代の部活動というのは非常に重みがあると思います。この時期、本当に成長過程の健全育成というんでしょうか、部活動から学ぶ上下関係、様々な先生との力強い絆、いろんなことを、机上では学べないことを部活動で学んで人として成長していくわけです。

当然のことながら、中学生というのは将来、旭市にとって大切な宝なわけですよ。旭市を担っていく本当に重要な財産と言っても過言ではないと思います。この子どもたちを、市を挙げて、指導者といろいろ運営に関しては、また地域の力、あるいは先生方の力を借りながら進めていってほしいと思いますけれども、とにかく市がこれに関しては全力で当たってもらいたい、それをお願いしてこの質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

2点目、中学校の統合計画についてお尋ねします。

（1）統合計画と今後の方針について。

先ほど、3校、北統合中学校、南統合中学校、東統合中学校の統合スケジュールについてどのようになっているのか、お答えいただきました。

それでは、今過疎地域に指定をされた干潟の人口がやはり心配です。その中にある現在の干潟中学校の生徒数と今後の生徒数の推移について、それと生徒数が減少すると当然教員も減少することになると思うんですけれども、改めて教えてください。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 干潟中学校の令和6年度の生徒数につきましては148名となっております。仮に今後5年後に、令和11年の生徒数を現在の3小学校の児童数を基に想定しますと、合計で5年後は128名となります。

なお、その先なんですけど、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した人口推計では、2050年、令和32年には66人、2060年、令和42年には51人という推計となっております。

また、生徒数が減少して各学年が単学級、1学年1クラスというような想定をした場合の教員の数ですが、これにつきましては国などの配置基準を踏まえますと、クラスが3クラス

ですので3人のクラス担任と、あとは4人の増置教員が配置されますので合計で7人の教員数となります。中学校では教科数が10教科ありますので、足りない教科につきましては非常勤講師などで対応すると、そういうことが考えられます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 中学校のいろいろお話を聞くと、一番先生方が心配しているのは、1クラスになってしまうとクラス替えができない。いろいろ中学校のときは、情緒不安定であったり非常に難しい年代だと思うんですね。その世代の生徒がクラス替えができないという、これは非常に心配だということが危惧されます。

令和8年には、干潟中、来年ですね、1学年が1クラスになってしまっていて、令和12年からはずっと1クラスであるそうです。ですから、この統合に関してはちょっとスピード感を持って進めていっていかないと困ると思うので、よろしくお願いします。

3回目の質問をします。北中学校の進捗状況について現在どのように進んでいるか、聞かせてください。

また、この件でアンケート調査を行ったと聞きましたけれども、その結果についても教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それではまず、アンケートでございますが、（仮称）北統合中学校につきまして、昨年度に旭二中と干潟中学校区の保護者などに説明会を開催しまして、その後、アンケート調査を実施しております。

そのアンケート調査の結果ですが、中学校の再編については、「賛成」「どちらかといえば賛成」、これを合わせますと82%の方が賛成、再編の時期につきましては、「5年から10年以内」を望むとする方が76%という結果となっております。

市としましては、これらのアンケート結果を踏まえて、あとは今後の生徒数の推移を勘案しまして、令和7年度には、第二中学校の学区、琴田・共和地区と干潟中学校の学区に、それぞれ地域の代表、保護者、学校関係者などで構成する地域検討会議を設置する方向で、現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ぜひお願いします。

それと、干潟地域の方から多く聞く意見なんですけれども、過疎という言葉、過疎地域という言葉が非常に聞きづらい、耳障りな名前で、もっと、老人クラブが爽やかシニアクラブとかそんな名前はなかったのかなと、そういう話を聞くんですけれどもね。

あわせてその中で、学校には使えないのかと、使えますよという話をすると、ぜひ過疎債が使える間に学校を建てたらどうですかと、市全体のためにも随分、かなり有利な条件で使えるわけですから、これはどうしてもそうしてくださいという意見ですので、これは私の意見、地元の意見として執行のほうにお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き宮澤芳雄議員の一般質問を行います。

宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 1番のところなんですけれども、先ほどの説明で、1番の再質問ではないんですけれども、再質問するつもりはなかったんですけれども、干潟地先の送水管が近年2回漏水したんですけれども、今計画があるということなんですけれども、同じところに東総広域水道企業団はまた送水管を埋設というか更新するんでしょうか。それとも場所を変えて、もっと地盤のいいところにやる計画があるかどうか、分かれば教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 干潟支線につきましては、全ルートではありませんが、新たなルートで計画しているとのことです。

今回設計・施工の一括発注方式でございますので、企業のほうがこういったルートというような提案も出されるかと思っておりますので、一旦新たなルートでということで、また企業のほ

うでの提案でまたルートが変わる可能性もございます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。大分あのときに水道が、水が出なくなったということで、相当地元の人が苦戦しましたので、そういったことも今度はないような、更新すれば新しい管になるんで、管も昔の50年前とは違ってさらにいい管を使うと思いますので、しかしながら、その先のことが今ちょっと心配になりましたんで聞いてみました。よろしくお願いします。

では、（2）の市内のほうの再質問をします。

干潟地域の管路、その更新計画というのはどうなっているのでしょうか。市のほうですね、今度は。市の管路のほうの更新計画について聞かせてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 干潟地域の管路の更新計画につきましては、初めに、基幹管路につきましては、一部県道との接合部分を除き、平成25年度までに更新工事が完了しております。

清和甲地区及び鐺木地区の漏水が多く発生した老朽化管路の更新については、令和4年度より着手をしており、現在更新工事を行っているものにつきましては令和7年度に完了予定となっております。

また、重要給水管路としましては、旭市水道管路更新計画に基づく優先度を考慮し、旧干潟支所及び干潟中学校に給水する管路の布設替えを令和11年度より着手する予定であります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） 令和11年度ね、ありがたいです、すみません。

干潟地先は、東総広域水道企業団のしっかりした送水管ですら漏水するほどちょっと地盤が悪いんですね。やっぱり全体に手をつけたいんでしょうけれども、今課長の話したとおり、緊急を要する避難場所だとか学校だとか、これはやっぱり順番を急ぐというのはありがたいですね。これは、しっかりとそういったところで着実に早急に着手してもらいたいと思います。よろしくお願いします。答えはいいです、今聞きましたんで。

続けて、3番目の再質問、更新計画というのはどういうふうになっているのでしょうか。

(3) の再質問です。施設の更新計画ですね。お願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 配水場施設の更新計画につきましては、旭市水道事業ビジョンにおいて、旭配水場の機械・電気設備の経年化による故障リスクが特に高まっていることから、ポンプ井の耐震対策も必要となっております。旭配水場ポンプ施設の更新工事を令和5年度から令和12年度の計画で行う予定となっております。

旭配水場のポンプ施設の更新完了後につきましては、干潟配水場の更新等を計画しております。

干潟配水場は、配水池が一つのみとなっており、内壁の補修等のメンテナンスが困難となっているため、配水池を増設することにより、メンテナンスの充実及びバックアップ容量の確保と自然流下区域の拡大を計画しております。

飯岡配水場につきましては、今後、自然流下区域拡大に向けた容量の確保及び耐震化の強化のための更新計画を策定してまいります。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員。

○15番（宮澤芳雄） ありがとうございます。

干潟地域について、今1基しかないんで、中のメンテナンスは非常に無理があるということ、もう1基つけるんですかね。今旭市をカバーしている送水システムというんですかね、これは圧力式だと思うんですけれども、これはやっぱりいろいろ無理がある。

旧3町ですかね、タンクからの水圧で水を送るシステムというのが、もう一つ大きいのがつくれば旭市全体を今度カバーできることも可能なのかなと思うんで、できるだけそういったことはよく検討していただきたいと思います。市内全域に水が行き渡るような、将来を見据えて、そういった計画を立てていただければ市民のために非常にいいと思いますので。

いずれにしても、災害というのはいつ起こるか分からない中でも、特に水道に関しては生きる命のための大切な水ですから、慎重に、それもできるだけ早く手を打っていただければと思います。よろしくお願いします。

ありがとうございました。以上で一般質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

宮澤芳雄議員は自席へお戻りください。

◇ 林 晴 道

○議長（飯嶋正利） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（１２番 林 晴道 登壇）

○１２番（林 晴道） 皆さん、ご機嫌よくお過ごしですか。旭市議会の僕が林晴道であります。

改めてこの地域をつくってくださった先人たちに感謝するとともに、新たな希望と期待に応えるべく、市民の代弁者として、過去にとらわれず、未来を悲観せず、ここで一所懸命、凜とした姿勢で挑んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

僕は、市民の思いを市政に反映させていくという地方の原点を強く意識し、二元代表制のバランスを保つため、追認機関でも抵抗勢力でもなく、常に市民目線に立って行政と対等に渡り合える議会を目指します。市民の皆さんが、より身近に感じ、期待される議員となるよう、職務に全力を傾注する決意です。

それでは、新しい時代のふるさとをつくるため、市民に選んでいただいたあふれる勇気を持って、ここに一般質問を行います。

質問事項の一つ目、令和７年度当初予算案に関して、予算規模を踏まえて米本市長の見解を伺います。

国が示す令和７年度予算では、これまで、歳出改革努力を継続するも重要な政策の選択肢を狭めることがないよう、持続的、構造的賃上げの実現、少子化対策、子ども政策の抜本的強化を含めた新たなステージの移行に向けた取り組みの加速など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、めり張りの利いた予算編成とするとのこととあります。

本市においては、新たに第３期旭市総合戦略がスタートするとともに、市制施行20周年を迎える令和７年度は節目の年となり、この機会をまちづくりの新たな目標に向かって躍進する好機と捉え、チーム旭でまちづくりの理念の下、全職員がワンチームとなって旭市全体の機運を高めていけるよう積極的な事業展開を推進する予算編成と、市長より報告がありました。

それでは、どのような思いを込めて新年度当初予算案を編成したのでしょうか。総括的な視点を持って見解を求めてまいります。

それでは、現時点における予算編成の自己評価と、各課とのヒアリングを進めていく中で特に注目された案件をご説明願います。

次に、令和7年度当初予算案に関して、米本市長の編成方針で重視する点を伺います。

昨今、様々な感染症の蔓延や急激な物価高騰など社会環境の変化が著しく、先行き不透明な現状が続いております。

本市においても財政的に大きな影響を受けている可能性があることに加え、今後は、社会保障関係経費や公共施設の維持・補修等の費用の増加も見込まれており、財政状況は厳しくなることが予想されております。そのような状況であっても、様々な財政需要に応えつつ、計画的なまちづくり、大規模災害への備えなども含め、持続可能な財政運営をどのように図っていくのか。今後の財政運営の在り方に関する基本的な考え、これを令和7年度当初予算の編成方針で重視した点というところでお尋ねいたします。

次に、質問事項の二つ目、海上・飯岡統合消防分署庁舎に関しての質問をいたします。

本市の消防職員は、市民の生命・財産を守るため、日夜、迅速かつ的確な消防行政の運営を推進され、救急患者の搬送や火災時の消火活動、安全業務の管理や予防活動に加え、近年、救急需要に対応するため救急救命士の養成など、多岐にわたる消防の運営にご尽力いただいております。

このたび、海上分署と飯岡分署が統合をされ、中間付近に新消防分署庁舎が建設されました。これまでの報告では、地域性を踏まえ人員が集約され、迅速かつ多種多様な出動体制が可能となり、適切な訓練施設によって高度な技術と知識を習得し、災害対応力の強化が図られるとされておりました。

また、費用の面では、庁舎の維持管理費及び車両の整備等が軽減されながらも、東日本大震災により得た教訓を基に有事の際への災害対応力の向上を図り、災害対応の拠点として万全の体制を確保し、災害に強いまちづくりの基礎を築くことができるとのことでありました。

それでは、新庁舎となります消防本部東部分署の機能と役割を改めて確認をし、併せて同整備事業の総事業費をお尋ねいたします。

次に、質問事項の三つ目、干潟地域の持続的発展に関して質問をいたします。

本市では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行され、旭市の干潟地域がその指定を受け、そのことにより国から過疎対策事業の財源を受けることができるようになりました。

過疎対策事業債は、地方自治体が過疎地域における人口減少や経済活性化対策などの事業を行うために発行する地方債の一種で、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務とし、地方と政府が発行する公債であります。

過疎地域に指定されるということは、人口減少、高齢化、産業の衰退など様々な課題を抱えているということであり、これらの課題に対処するため、本市は、過疎対策事業債を最大限活用して大規模事業を実施することが大いに期待されるものであります。

それでは、旭市過疎地域持続的発展計画に基づいて、これまでに過疎対策事業債をどのように活用してきたのか、主な事業と過疎対策事業債の発行額、これを併せてお尋ねいたします。

答弁、よろしく願いをいたします。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の一般質問に対し答弁を求めます。

米本市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 私からは、1の（1）予算規模を踏まえて自己評価と注目した事業についてご答弁申し上げます。

議員おっしゃるように、令和7年度は新市誕生20周年という節目の年であるとともに、新たな総合戦略のスタートの年となります。

これからのまちづくりに向けて、旭市全体を盛り上げていくことを念頭に、私のモットーである「豊かな旭を次世代へ」という思いから、今後の旭市の10年後、20年後に必要な事業を、優先順位を踏まえ、積み上げた予算としたところで、市民の皆様にご理解いただける予算編成になったのではないかと考えております。

主なものを申し上げますと、まず、子育て支援事業として、市内小・中学校の学校給食費の完全無償化や、市内に小児科を誘致するための補助金制度の新設、24時間365日対応のオンライン医療相談の導入、また、新市誕生20周年を盛り上げる事業やイベントについても予算を計上しているところでございます。

続きまして、1の（2）予算編成において重視した点は、についてご答弁申し上げます。

社会保障関係費の増加やエネルギー価格、労務単価の高騰、物価高などによる経常経費の上昇など以前にも増して財政負担が見込まれる中、令和7年度は、新たに第3期旭市総合戦略がスタートいたします。

このような中、最初の答弁と重なる部分もございますが、私が予算編成において重視した点は、今後の旭市の10年後、20年後を考えたときに、今必要な事業であるか、そして新たな総合戦略に沿ったものかを重視したところでございます。

○議長（飯嶋正利） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは、大きな２項目め、（１）東部分署の機能と役割についてお答えいたします。

東部分署の役割といたしましては、海上・飯岡地域の防災を担う消防分署となりまして、火災の予防、警戒、鎮圧及び救急業務、その他災害の防除及び災害による被害を軽減することを任務といたします。

次に、東部分署建設に係る総工費につきましては10億4,159万円、敷地面積につきましては5,468.67平方メートル、建築面積は970.84平方メートル、延べ床面積につきましては1,218.82平方メートルとなっております。

建物は、防災活動拠点施設としての機能を適切に発揮するため、鉄筋コンクリート造、地上２階建てでございまして、地震発生時でも機能を維持できる耐震構造となっております。

東部分署は、人員や資機材を集約することで、迅速かつ多種多様な災害に対応が可能となります。

また、高度な技術と知識、これを習得するため、車庫屋上に高所訓練タワー、車庫側面には、実践的な活動を想定した放水訓練施設や消防用設備等を整備しまして、災害対応力の向上を図ってまいります。

また、ふだんの生活では立ち寄る機会の少ない消防分署ではございますが、救命手当の知識や方法を普及させるために、東部分署の会議室において、市民の皆様に対しての救命講習会を開催しまして、応急手当の普及啓発を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） では企画政策課からは、３の（１）過疎対策事業債の発行額、それと主な事業の順で回答いたします。

過疎対策事業債の発行額になりますが、令和３年度から令和５年度までの合計で９億3,580万円になります。内訳ですが、ハード分が８億3,420万円、ソフト分が１億160万円になります。

主な事業ですが、ハード事業では、南堀之内バイパス整備や干潟地域の市道の維持補修、橋梁の長寿命化などインフラ整備のほか、大原幽学遺跡史跡公園の防災施設や駐車場等の環境整備、農業基盤整備事業などがございます。

ソフト事業については、コミュニティバス等運行事業やデマンド交通運行事業、バス路線維持対策事業などの公共交通の運行事業になります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは、質問事項の一つ目、令和7年度当初予算に関して、予算規模を踏まえて、米本市長の見解から順次再質問を行います。

何か体調がよくないようなんで無理せず、副市長でも秘書課長でも結構でありますんで、出席されているだけで、その責任感を感じておりますので、どうもありがとうございます。あまり市長、市長とやってもね、代われるところは代わってくださいね。

市長は積極的な事業展開を推進する予算編成としておりますが、物価高騰などにより苦しむ地元の中小企業だとか小規模事業者の活力なくしては本市の持続的な発展は見込めないわけでありますので、それらの支援に対して、この旭市議会の、チーム旭の要望などもしております。それを踏まえて、どのように新年度当初予算を編成したのでしょうか。今年度の予算をベースにした今後の財政投資によるその効果について見解を求めます。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 財政投資の効果をどのように考えているかというご質問だと思います。

財政投資の効果につきましては、一般的に公共事業の実施により地域経済の活性化や雇用の創出が期待できます。また、社会保障を充実させることで、経済的安定を生み出し、ウェルビーイングの向上にもつながるものと考えております。

一方、「人づくりはまちづくり」として受け継がれてきた「米百俵の精神」の逸話があるように、教育や子育て支援等の事業については、すぐには税收増等の効果が現れないわけがありますが、10年後、20年後に、あのとき、あの事業があったから今の旭市があると言ってもらえるよう、限りある財源を有効に活用し、将来都市像の実現に向けたまちづくりに努めたところでございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 米百俵の精神ですか。本当に以前、石破総理も総理になる前、そのような精神を訴えておられました。やっぱり大物政治家は、その米百俵の精神をやっぱり取り入れるんだと、そのように感じますね。

令和7年度当初予算案に関して、市長は、市制施行20周年を迎える今年度はまちづくりの新たな目標に向かって躍進する好機と捉え、チーム旭でまちづくりの理念の下、全職員がワンチームとなって旭市全体の機運を高めると申しておりましたが、それを円滑に行うために

は明確なビジョンと、ベースとなるのは人員体制づくり、これが不可欠であろうと思います。

4月からは、異動によって新たな職場で活躍される職員もいらっしゃると思いますが、新年度予算の執行に当たり、その体制整備の必要性和展望について見解を求めたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 昨日、伊場議員の質問にお答えしたところでございますが、私たちの職員は本当に一生懸命、誠実に、旭市のため、旭市民のために働いてくれているということを改めて申し上げさせていただきます。

人事体制整備の必要性和展望ということでございますが、市の組織体制につきましては、市政の方針や事務事業の実施状況などのほか、社会背景の変化等を総合的に判断しながら、必要に応じて、適切かつ柔軟に改編しているところでございます。

また、法律改正に伴う新たな制度の開始や大規模な事業を進める際には、これまでも、学校再編室や保育所再編班のほか、本定例会に提案しておりますこども家庭課を設置するなど、各所属における事業の実施状況を踏まえ、中・長期的な視点を持って適切な組織体制を整備し、適材適所に重点を置いた人事配置に努めているところでございます。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 令和7年度の当初予算案の規模を踏まえて、もう1点、米本市長に伺いますが、これまでも社会情勢の変化や国の動向を踏まえ予算編成をしていると思いますが、今後もしばらく輸入資源価格をはじめとした物価高騰、それや諸物価の上昇というのは続くと考えられます。

昨日、一昨日と話題にちょっと上りますけれども、この7月に市長選挙が行われますけれども、旭市の未来を見据えているのか、それを聞いてみたい。

そこで、長期的に見た健全財政の維持について市長の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 先ほど、令和7年度予算につきまして、今後の旭市の10年後、20年後に必要な事業を優先順位を踏まえ、積み上げた予算としたと申し上げましたが、10年後、20年後の旭市が健全な財政状況を維持していくために、今できること、すべきことを考え、実行していくことも私の責務だと考えております。

社会情勢は日々めまぐるしく変化しており、10年後、20年後、旭市や社会全体がどうなっているかを正確に予測することは不可能であります。今考えられる範囲でできる、健全な財政維持に資する取り組みについて実施してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） それでは次に、令和7年度当初予算案に関しての米本市長の編成方針で重視する点、この再質問に移ります。

予算編成の基本方針とともに財政の見通しが示されました。市長は、よく「厳しい財政状況」という言葉を発言されますが、しかしながら、毎年この2月には、余裕を感じさせる予算案が提出されてまいります。

僕は、予算編成の過程を透明化し、厳しい財政状況に見合った予算編成というものを市民が納得する形で行うべきと考えております。行政の透明性は、財政運営の基本でございます。現時点で政策実現をする上で最も根幹となる予算、その作成過程における情報が、市民はもとより市議会にも公開されておられませんので、この一般質問で市長に伺ってまいります。

それでは、当初予算案の編成過程、まずこの透明化について市長の見解を求めます。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 予算の透明化というご質問でございます。

旭市では、予算編成方針と予算編成の流れをホームページに掲載しておりますが、予算の査定状況につきましては公表しておりません。

議員がおっしゃるように、大型予算や新規事業に係る予算の査定状況を公表することは、情報公開の側面から透明性が向上することや住民参加の促進などの効果が期待されますが、一方で、途中段階の情報の公表により市民に誤解や混乱を与えてしまうことなどの課題も考えられます。

また、予算の編成作業については、現在、膨大な作業をタイトなスケジュールで行っており、財政担当は本当に夜遅くまで、そして休日も出勤しながら頑張って仕事をしてくれております。

昨日、伊場議員の一般質問において、時間外労働の縮減やワーク・ライフ・バランスの充実が課題と申し上げましたが、査定状況の公表を行うことに伴う事務負担の増加なども懸念されるところでございます。

ご提案いただきました予算の査定状況の公表につきましては、メリット、デメリット等を

考慮しながら、今後研究してまいります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） とはいえ、予算編成過程の公開というのを、都道府県または先進的な自治体では行っております。予算案に示された膨大な数字というのを、皆さんはデータとして見るであろうかと、そのように思いますけれども、その一つ一つは積み重なった市民のお金でございます。

市民税であったり、国庫の納付金は国税であったり、また借入れに関しては将来世代の旭市民に対するお金でありますので、全てを詳細にというのではなくて、先ほど申ししておりました大型予算や新規事業、その部分に関しては、誤解が生じないように、しっかりと編成過程も含めて公開すべきと思います。

これ、条例や規則での透明化に対する制約というのはございませんので、そのような観点も含めて、せめて大型予算、それから新規事業は予算編成の過程を公開すべきと提案いたしますが、市長にお尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 予算の編成状況について公表している自治体があることは承知しておりますが、本市におきましては、予算の編成状況は意思決定の途中であることから、現時点では公表していないところでございます。

予算編成の過程では、国や県の方針がまだ示されていない不確定な状況の時期でもあり、途中段階の情報の公表により市民に誤解や混乱を与えるおそれがあります。

議員のおっしゃるように、予算編成の過程を公表することにつきましては、情報公開の側面から、その透明性が高まり市民の理解が深まるとも考えられますが、一方で、事業実施の有無や不確定な数字が独り歩きするおそれもありますので、それを明文化することも含めて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 予算原案作成に向けた予算編成のルールというものを明確に示すことが必要なのではないでしょうか。予算編成方針及び各課からの予算要求の手順だとか、予算案が出来上がるまでの予算編成過程を、僕自身全く分からないのが事実でございます。

ただ、漏れ伝わってくる話では、飯島茂副市長の分厚い壁があって、予算説明にお伺いした際に、当初計画から大きく縮小の変更をするようご指示をされたとか、ある事業予算を大

幅に削るようにご指示を受け大変苦慮している等々、精力的に各課の予算に対してご提言くださっていると聞いておりました。本当にこのことがいいことなのか悪いことなのか、飯島茂副市長ご本人として誇らしいのか、それとも本意ではないのか、これ本質がさっぱり分かりません。

そのため、僕は申し上げたい。旭市の財政教本を作成して、極力財政用語を控えて、カラーイラストや図表、漫画を多用して、中学生でも理解できる冊子を活用する取り組み、これ以前にご提案いたしました。しかしながら、全く取り扱っていただけていないようです。

毎定例会直後に市長よりご挨拶がございすけれども、これ、規則上は単なる私語なんですよね、ルールにないんで。とはいえ、その言葉に重みを考えるべきではないでしょうか。

では、市長、このような状況ですから。予算編成の流れ、いわゆる編成過程の明文化というものを示すことを提案いたしますが、市長のお考え、これを伺いたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 度々申し上げますが、予算編成の過程を公表することにつきましては、情報公開の側面から、その透明性が高まり市民の理解が深まるとも考えられますが、事業実施の有無や不確定な数字が独り歩きするおそれもございます。それを明文化するということに関しましても、慎重に検討してまいります。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 市役所も僕自身も市民の声を聞き、行政に反映させることが基本であると思っています。そのような認識の下で、市民アンケートや地域活動、それに市民の声を代弁する議会、その中でもこの本会議での発言を特に踏まえていただき、隠さない予算編成をお願いしたいと申し上げます。

僕は、市民に税金を返す取り組みをこれからも行いますが、米本市長をはじめとする執行部におかれましては、地域の実情を把握し、税金の使い方が適切であるかを、おのこの視点で分析や研究をされますよう申し添えまして、次の要旨に移ります。

質問事項の二つ目、海上・飯岡統合消防分署に関する質問です。

消防機関が、住民の生命・身体及び財産を火災等の災害から保護するため、迅速かつ的確に対応できるよう、両分署を統合して、地域性を踏まえながら人員及び車両の適切な配置と管外エリアの設定を行い、消防・防災拠点を形成するということですね、理解をいたしました。

こちら、しかしながら心配となりますのは、物理的に海上、飯岡と二つあった施設が、中間とはいえ一つになるということは、施設との距離が離れる住民が増えてまいりますし、車両数も2施設合わせた数よりも若干軽減されるということから、緊急時に不安を抱く市民はいらっしゃろうかと思います。

そこで、新庁舎である消防本部東部分署は、緊急時の対応を機能強化ということで補うことができているのかという点について、引き続き地域住民が安心して暮らせるようにご説明をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 緊急時の対応を機能強化で補っているのかということに関してお答えをさせていただきます。

繰り返しになりますが、東部分署は、海上分署と飯岡分署を統合することによりまして人員が集約され、迅速かつ多種多様な出動体制が可能となります。また、訓練施設を整備したことで高度な技術と知識、これを習得することにより災害対応力の強化が図れるところでございます。

そういった中、東部分署の勤務人員は30名を配置いたします。3部制の交代勤務で、各部10名といたします。部隊は、消防隊2隊、専任の救急隊1隊、計3隊体制となります。

専任救急隊とすることによりまして、2名以上の救急救命士、これを配置いたします。救急業務に専従することにより、より高度な救急業務、救急救命処置、これを実施することが可能となります。

また、配備車両につきましては、水槽付きポンプ車1台、消防ポンプ自動車1台、救急車1台、それと資機材搬送車1台、また事務連絡用になりますが連絡車1台の計5台を配備いたしまして、各種災害の緊急時に即応できる体制を整えてまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 消防本部のこの東部分署であります、海上分署と飯岡分署の中間付近である海上野球場に新設をされました。こちらは、僕、子どもの頃、よく町営グラウンドという名前で親しまれて利用させていただいた球場でございます。小学生のときには、地元区の少年野球チームで大会に参加をしたり、中学校のときには放課後、申請をせずちょっぴり遊ばせてもらったり、今思いますと反省すべきことも多々ございますが、当時の海上町役

場の職員やご近所さんからは優しく見守っていただき、ありがたい気持ちでいっぱいであり
ます。

そんな思い出の詰まった海上野球場が、僕の気持ちのように生まれ変わりました。このた
び、南側の一部に建設をされたということでもありますけれども、それでは、以前グラウンド
だったところの残っている土地がございますので、その活用方法について伺いますけれども、
残地の管理者に対しまして、残地面積と利用計画をお尋ねしたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） それでは、消防本部より回答をさせていただきます。

東部分署東側になります、空き地が。その敷地、旧野球場のライト側、これにつきまし
ては約6,000平方メートルの面積がございます、こちら消防本部の管理となります。

現在の海上分署、飯岡分署につきましては、旧旭市支所庁舎の一部を使用しているため、
広い訓練場所がございます。今後、東部分署東側になりますが、この敷地におきまして
は、消防署、消防団が多目的訓練場として様々な訓練等を実施いたします。

その中の一例としまして、ただいま全国的にも大きな山林火災等が各地で発生しておりま
す。その際には長距離の送水が必要となってくる場合もございます。そういった想定の下、
ポンプ車や小型ポンプを何台も中継して送水する訓練もできますので、消防団の消防力向上
にも寄与できるものと考えます。

また、訓練で使用しない場合は、市民の皆様が様々な用途で使用することも可能となって
おります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 残地を様々な訓練で活用するということですね。それは災害対応力の
強化が図られることでもありますので、大変有意義なことだと、そのように感じます。

以前ですけれども、僕の親族も消防本部の救急車で搬送していただいたことが実はござい
まして、救急隊員たちに応急処置と迅速な対応をしてもらって、命をつなぐ重要な役割を担
ってもらいました。心より感謝申し上げます。119番通報してくれた親族からは、初期対応
が遅れたら命が危なかったと話を聞いたことも思い出しました。消防本部の職員各位には、
日頃より訓練を通じて得られた教訓、それから対策等を積極的に生かしているものと、ここ
に改めて敬意を表します。

旭市消防本部では、救助技術の高度化に必要な基本的要素を錬磨することを通じて、消防救急活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うため救助大会に出動していただいております。旭市消防本部の救急隊員は、過去に全国大会で1位となるすばらしい成績がございまして、その当時は、全国大会の常連で全国2位や3位と数々の優秀な成績を収められております。僕は旭市民として大変誇らしく思っており、当時の救急隊員各位には、今後も後進の育成、ひいては旭市にお力を貸していただきたいと願っております。

そこで、消防本部東部分署が新設され、訓練の体制にどのような影響があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 訓練の体制にどのような影響があるかということでお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、現在の海上分署、飯岡分署につきましては、適切な訓練場所のほか消防訓練施設、これもございません。また、市施設利用者との車両動線にも明確な区分けがなく、交錯の懸念があるなど、迅速な消防活動や来庁者の安全性についても問題があり、課題となっております。

東部分署は、消防訓練施設、多目的訓練場、これを整備したことにより、訓練施設では、高所での活動や救出訓練、また実践的な活動を想定した放水訓練を行い、多目的訓練場では、消防団と連携した中継訓練、火災防御訓練を実施することが可能となりまして、様々な訓練を行うことにより高度な技術と知識を習得し、災害対応力の強化が図れるところでございます。

また、消防専用庁舎、これとなったことから、先ほど申し上げました交錯の懸念、こういういったものも解消でき、迅速で安全な出動体制を取ることが可能となりました。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、林晴道議員の一般質問を行います。

林晴道議員。

○12番（林 晴道） 先ほどちょっと1点、言い間違えてしまいました。

本人の名誉のために、以前、旭市においては救助隊ですね、救助隊で過去に全国1位となった。品村さんに敬意を表して、救助隊、本当に感謝申し上げます。

次に移ります。

質問項目の三つ目、干潟地域の持続的発展に関する質問でございます。

対策事業の開始から、はや4年が経過しておりますけれども、残念ながら、現状においてはその効果というものを感ぜられません。これは、計画が浅はかで短絡的なものであったのではないかと心配でなりません。

この新法では、過疎地域の役割として三つ掲げています。一つ目に多様で美しく風格ある国づくりへの寄与、二つ目に国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割、三つ目には長寿高齢化社会のさきがけとしての役割であります。

また、過疎対策の目標項目として、人材確保と育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用促進などを新たに設定しています。

それでは、過疎指定から4年となりますが、干潟地域の毎年の人口動態はどのように推移しているのかを、その事業効果と照らし合わせてお尋ねをいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、毎年の人口動態になります、干潟地域になります、令和3年4月1日が6,485人、令和4年4月1日が6,387人、令和5年4月1日が6,266人、令和6年4月1日が6,138人です。令和3年から令和6年にかけて、人口的には5.35%のマイナスとなっております。

あと、事業効果になりますが、令和3年度から、過疎対策事業債を活用しましてインフラ整備、また公共交通の維持などに努めてきたところでありますが、現時点では、それらの事業効果が人口動態に対してどの程度影響したのかについての分析は難しいと考えております。

今後は、これまでのインフラ整備などのほか、学校の再編に伴う施設改修などにも過疎対策事業債を活用していくと思っておりますので、そうした様々な事業を進めることで、今後の干潟地域の持続的な発展に対してもよい効果につながればと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 各事業、これまで、干潟地域において過疎対策事業債、これを活用して様々な事業を実施してきたことは分かりました。

しかしながら、過疎対策事業債を活用している事業の大半が従前から実施しているものなんですよね。道路の維持補修や公共交通の維持などは、交付税の不交付団体、お金があるところだって当然やりますしね、干潟地域以外でもやっている必要な事業であります。

本市では、人口減少対策として教育の拡充や、子育て支援など、多くの事業を展開しておりますが、人口減少は著しい減少傾向にありますので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これを最大限活用して大型事業を早期に実施することが大いに期待されるものであります。現状では大変期待外れで、残念でなりません。

過疎債は、計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、対象は、ハード事業として産業振興施設、交通通信施設、厚生施設など、教育文化施設、そのほか再生可能エネルギーを利用するための施設としています。ソフト事業としては、交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化などとしています。このことを踏まえて、干潟地域が自然豊かに、地域の文化を継承し、夢と希望にあふれる地域社会であることを強く望んでいるんです。

それでは、干潟地域を盛り上げていくために、人が集まるハード事業でも、ソフト事業でも、集客効果を上げる干潟地域に合った大型事業の計画というものを早期に実行すべきと提案をいたしますけれども、本市の見解いかがでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 現時点では新たな施設を整備する予定はありませんが、干潟地域には、本市の重要な歴史資産であり集客施設の一つでもあります大原幽学遺跡史跡公園があります。

また、イベントについては、東総運動場を会場とした市民駅伝や、長熊釣堀センターのヘラブナ釣り大会なども行われております。

こうした資産を生かして、集客につなげていくことができればと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員。

○12番（林 晴道） 僕は、父が鎗木で、母が萬歳出身でありますので、親しみを持って、干潟地域のど真ん中で発言をしてみたいと思っています。チーム干潟ではありませんが、干潟クラスの一員として訴えかけてみたいと、そのように強く感じております。

今から干潟地域を盛り上げていくためには、人がにぎわう大型施設、もしくは大規模事業というのが必要であろうかと思っています。例えば、現在本市に設置されていない武道場などの施設だとか、老朽化に伴い建て替えが必要で再生可能エネルギーを利用した施設、また、旭中央病院や旭食肉公社との連携による大型プロジェクトで交流人口の増加を見込むなど、大型事業に早期に取り組むべき、計画を実行すべきと提案をいたします。

ちょっと喉の体調が悪い市長に、もう一回だけご答弁をお願いしたい。それは、ちょっと喉が不安でありますので、よう、はるみっちゃん、一緒に盛り上げるぞと一言で、やるぞという一言で結構でありますので、今回、僕の一般質問の最後に米本市長から一言、いいご回答をいただきたい、そのように思っています。

○議長（飯嶋正利） 4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 林議員、ご提案、大変ありがとうございます。議員の皆様と一緒に執行部一緒になって、干潟地域をさらに盛り上げていきたいと考えております。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 林晴道議員の一般質問を終わります。

林晴道議員は自席へお戻りください。

◇ 松 木 源太郎

○議長（飯嶋正利） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松木源太郎 登壇）

○20番（松木源太郎） 日本共産党旭市議会議員、松木源太郎です。

2025年、令和7年3月7日、旭市議会3月定例会に当たり、市政一般に関する質問をいたします。

1、旭市において、生活保護制度はどのようにその趣旨が生かされているかについて質問いたします。

日本国憲法第25条は、「第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。第2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生

の向上及び増進に努めなければならない。」と規定しています。

この規定に基づいて「生活保護法」が設けられ、この法律の目的は、第1条で、「この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定しています。

そこで、旭市における生活保護制度の実情について質問いたします。

(1) 旭市における生活保護世帯の推移について伺います。

(2) 生活保護開始までの相談と調査の方法について伺います。

(3) 生活保護の認定が困難な場合の対応について、どのような方法を取っているか伺います。

(4) 世帯分離について、市の見解を伺います。

大きい2番目です。飯岡地域の海岸にある萩園生活排水処理施設について質問いたします。

現在、年間1,000万円の費用で、生活排水を処理し、県道に埋設された下水管の清掃を行っているが、今後どのようにするのですか。

流入水のpH、COD、BOD、SSなどは、一時的に高いときはあるが、特別処理が必要な水質ではありません。ただし、大腸菌類がかなり多い。合併浄化槽で排水処理した水であるが、十分殺菌されていない放流水を流出しているものと思われるんであります。この地域の調査を早急に行えば、この施設は撤去できるんじゃないかと思えますけれども、検討の必要がありますが、市の考えをお聞かせください。この回答は、市長並びに担当課長にお願いいたします。

次に3、旧旭市口田町地区の仁玉川脇にある旭市東町都市下水路浄化施設についてお伺いしたいと思います。

この施設は、合併前の旭市が、公共下水道が完成するまで仁玉川の汚染を防止し、公共下水道が各戸に接続され、放流水の水質が向上したら撤去する約束で設置されたものであります。したがって、合併後20年たつのにそのまま放置されている状態については大変疑問であります。

また、この施設に流れてくる水路が旭市の中心部にかなりいろいろとありまして、一番遠いところは県立旭農業高校が水源の部分もあります。この水の一方は、ご存じのように、旧サンモールをって仁玉川に流れています。ですから、この水がどこの管理になっているか、市の管理なのかということも含めてお伺いいたします。

地元での利用のご要望もあるようですので、早急にここは撤去すべきだと思いますけれども、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

4番目は、仁玉川下流地域の護岸整備についてであります。このことについては、2023年12月議会の一般質問で取り上げました。仁玉川が新川と合流する部分で約780メートルの土塁が崩壊しているが、いつまでに工事を実施するかと質問した部分であります。

当時の回答では、農水産課長の、土地改良区の補修事業で何とか延命できると考えています。市長のご答弁では、大利根土地改良区とも相談しながら早急に改善しますと答弁されていました。1年3か月過ぎましたが、現在の状況はどうか、ご回答ください。

以上のとおりであります。最初の質問といたします。ご答弁をいただいた事項については、再質問を質問席で行います。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 私からは、大きな項目1の旭市において生活保護制度はどのようにその趣旨が生かされているかについて、（1）から（4）までお答えします。

初めに、（1）旭市における生活保護世帯数の推移についてということでございますが、本市における生活保護世帯の推移につきまして、令和元年度から令和5年度まで、各年度平均での世帯数、人員数、保護率は、人口1,000人当たりを示す千分率、パーミルで回答します。

令和元年度は343世帯、402人、保護率6.14パーミル、それから令和2年度は347世帯、406人、保護率は6.26パーミル、令和3年度は349世帯、398人、保護率6.20パーミル、令和4年度は377世帯、426人、保護率は6.70パーミル、令和5年度は411世帯、470人、保護率7.47パーミルで、年々増加の傾向にあります。

続きまして、（2）生活保護開始までの相談と調査の方法についてでございますが、病気やけが、それから失業など様々な事情で生活に困り相談のあった方へ、生活保護制度についても説明しまして、申請意思を確認した上、社会福祉課へ生活保護の申請をしていただきます。

なお、相談や申請に市の窓口へ出向くのが困難な場合には、自宅や病院などに職員が出向くことも可能です。

続いて、調査につきましては、生活保護の申請に基づき、申請者を含む世帯全員について生活状況を確認するための担当職員による家庭訪問、年金などの収入状況、預貯金を含む資

産状況などを確認するため、関係機関や金融機関に対する書面調査などを実施しております。

調査が済みましたら、生活保護が必要であるか否かについて、申請した方の世帯を単位として審査を行います。

保護が必要となった場合には、生活保護が開始となります。

仮に現状で保護が却下となった場合でも、調査で判明しました預金等の資産活用の助言や、それからほかの制度の利活用の案内などについても、相手の立場に立った丁寧な説明に心がけ、今後も困ったことがあれば、迷うことなくすぐに相談してくださいということで案内しておるところです。

続きまして、（３）生活保護が困難な場合の対応についてどのような方法を取っているかということでございますが、生活保護に至らない場合の対応につきましては、市役所内の関係各課及び関係機関、それから各種相談事業などを案内しつつ、他制度や公的給付の利活用の助言や案内など、その方の困り事が解決に向かうよう、できる限りの支援を行っております。

また、地域における困り事や見守り活動などが必要な場合には、地区の民生委員へお願いすることもございます。

いずれにしましても、世帯における状況は日々変化するものでありますので、社会福祉課においても、継続して丁寧な相談対応に努めてまいっております。

最後に、（４）でございます。世帯分離について、市の見解ということでございますが、まず、初めに制度の適用につきまして少し説明させていただきます。

生活保護の要否を判定する際には、国基準による当該世帯に必要な最低生活費の月額と、世帯全員の収入の月額の合計を比較して、最低生活費を下回る場合、その不足する部分を補うために生活保護が適用されます。

なお、生活保護の実施は、世帯を単位として行うことが制度上定められております。その世帯の認定にあっては、住民基本台帳上で世帯分離しているかどうかにかかわらず、同一の住居に居住し、生計を一つにしている方は同一世帯員として認定することとなります。これが生活保護の原則となります。

保護における世帯分離とは、世帯の中で一部の方だけを生活保護とするものですが、その条件としては、世帯全員として判定しても保護となる場合に適用できるかを検討するものでございます。

具体例を挙げますと、長期の入院の患者さんですとか施設入所者、それから大学や専門学

校へ通うお子さんがいる世帯で、この方とほかの家族を世帯分離し、一部の方を生活保護とすることで、そのほかの世帯員が保護を受けずに自立した生活を維持していける場合などが考えられます。

ただし、この世帯分離の取扱いにつきましては特例的な措置でございまして、この場合につきましても、あくまで制度に基づき実施してございますので、市が独自の運用を行うということではできませんので、どうぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは私のほうからは、大きな2番の飯岡地域の海岸にある萩園生活排水処理施設についての（1）についてお答えいたします。

萩園生活排水処理施設の処理前の流入水の水質ですが、近年、検査結果の値は低く、良好な水質にはなってきておりますが、まれに施設の排水基準を超えてしまうことがございます。

萩園生活排水処理施設ですけれども、生活排水のほか雨水排水も入ってきておりますので、施設を撤去した場合の影響について考慮する必要があり、地域住民や関係部署、あと県道でするので県等と協議が必要となります。

今後、施設に流入してくる生活排水の水質、また水量等を注視しながら、施設を廃止するかどうかも含めまして、今後検討していくことになると考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課からは、3の仁玉川の脇にある旭市東町都市下水路浄化施設について、（1）の東町都市下水路浄化施設の今後の予定ということでよろしいでしょうか。

すみません。東町都市下水路の浄化施設についての今後の予定というご回答でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○上下水道課長（多田一徳） すみません。松木議員からもご説明がありましたが、東町都市下水路の浄化施設は、旭駅周辺地域の浸水対策を目的として整備された東町都市下水路への生活雑排水の流入により、放流先である仁玉川の水質汚濁が問題となっていたことから、公共下水道が整備されるまでの暫定施設として、平成5年5月より稼働を開始しました。

平成12年3月の公共下水道の供用開始以降、接続率の向上に伴い、都市下水路に流入する

生活雑排水が減少し、仁玉川の水質も改善されてきたため、平成28年4月より、東町都市下水路浄化施設の稼働を停止しており、施設としての役目を終えていることから、今年度、都市計画の一部の変更を行い、都市計画施設より廃止いたします。

今後の対応といたしましては、令和7年度に撤去設計を行い、令和8年度より解体撤去工事を実施する予定でございます。また、施設撤去後の跡地の利用方法については、今後検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 私からは、大きな項目4、仁玉川下流部分の護岸整備についての現在の状況についてご回答いたします。

仁玉川下流部の整備につきましては、令和3年度に千葉県による機能診断及び機能保全計画策定業務が完了し、今年度、事業の申請人となる大利根土地改良区による事業計画概要書の作成が進められております。

今後の予定ですが、事業の実施主体となる県が事業計画書を作成し、国による計画の審査を経て、今のところ令和10年度には事業が採択され、令和11年度には事業着手する見込みであります。

市といたしましては、早期に2期工事に至るよう、関係機関等と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） それでは、最初の部分からご質問申し上げます。

私が生活保護の問題をここで取り上げようと思ったのは、実はある方からご相談を受けまして、その方の事情を聞き、旭市の社会福祉課、大変いろいろご助力されるところでありまして、今までに何人かお願いして生活保護を受けた方もいらっしゃいますし、そして大変いろんなことを調べていただけるので私は信頼しているんですが、しかし、大変難しい問題が出てきたわけです。

それは、どういう方かということあまり詳しく言えませんが、まずその方は、4年ほど前に事業をやっていて、その事業の中で目がほとんど見えなくなっている状態、最近では回復しておりますけれどもね。そういう中で、自分は弟を残して婿に行ったけれども、離婚して戻ってきて、お母さんと弟のいるところに同居しているわけです。それが令和2年か

からです、もう4年近くですね。

この間いろんな問題があるんですけども、私は今年になって知ったんですけども、まず一つは、どういう生活かということで、ご自宅に行ってお母さんや本人とお会いしたんですけども、お母さんは勤めをしている弟さんの扶養者になっている、ここで一つの家庭がある。そして、同じところにお兄さんが帰ってきて同居している。4年近くたつわけですけども、弟さんは兄貴の面倒は見ないよということになっている。そうすると、結局全く収入がないわけですから、国民健康保険料も払えないで滞納になっている。

まず、いろんなことを解決しなければいけないというふうに考えまして、社会福祉課のご助力をいただきながら、援助をいただきながらやってきたんですけども、旭市の生活保護、困っている方に対する体制が、かなり市職員の努力はあるんだけど、いろんなところで壁にぶつかる。

まず、お兄さんは、ほかのところに住みたいといってもお金がない。そうすると、そのお金を借りるために社会的な団体に行ってください。そうすると、税金を払っていない、その税金がこれだけだから、これに見合うのは貸せない。いや、その3分の1でいいから、まず担当課と、これから返済するというので、それでは全額じゃなければ駄目だ、そういうようなことがあったり。そういうことでもって、結局、今でもお母さんに食べさせてもらっているのと同じようになって生活せざるを得ない。

お母さんはどのぐらいですかといったら、1回4万5,000円ぐらいしか年金はない。弟さんからは、食べることはもらうけれども、それは兄貴には使えない。家の中の問題で、結局、世帯が分離したような状態と言いながら一緒に暮らしている。

今度、お兄さんを何とかしてあげようと思っても、その次のところで住むところがない。都市整備課に行って、市営住宅といったら、そういう借金をしている方には貸しません。こういう方が現実には旭市にいらっしゃるということに、私は本当にびっくりしたんです。

ですから、そういう方たちをどういうふうに救うことができるかということを考えてみたら、やはりそういう方をまず一時的に保護すること。その方は、今年11月になれば60歳になるから、佐原の社会保険事務所に行ったら年金を申請すればできる。ただ、あなたは65歳にすれば18万円になるからそうしなさいと言われて帰ってきたけれども、60歳でやる。その間どうするか。ずっとじっとして、それでもってその時を待つしかない、こういう状態に今追い込まれているわけです。

ですから、そういう方が避難して自分で生活できるようなところをまずつくらなければい

けないだろう。これはほかの自治体ではありますよね、緊急的に避難する。ところが、旭市の場合にはそういうところがないんです。ところが、雇用促進なんかは、あんながらに空いているわけ。その一部をそういうようなところとして、社会福祉協議会なり市でもって、そういう困っている方を一時的にいれるところをつくれば、そこでもってまず援助できる。こういう、生活していくために一番基本的に必要なものが、どうして旭市にはないんだろう。こう考えたので、この機会にぜひ執行部に考えていただきたいと思って質問したわけです。

これについて、市長、副市長並びに担当課はどう思いますか。ご意見をいただきたいと思っています。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、まず議員、総括的な。ありがとうございます。

同一世帯であっても、実際のところ生計を別としているようなケースと申しますか、そのような格好の場合に、市で一時的に避難する、借り上げ等のできる部屋を用意し、そういった援助などの方策をとということでのご質問だと思います。回答させていただきます。

現在、火災等で住居を失った方など緊急の代替住宅が必要な方がいらっしゃった場合には、関係課の都市整備課のほうと相談しまして、市営住宅の空き部屋のほうを一時避難所という格好で入居できるよう連携を図っております。

ちょっと保護制度の話になってしまうんですけども、しかしながら、現状、生活保護を受けていない世帯につきましては、今のお住まいから転出するまでの金銭的援助や住まいの確保等につきましては、生活保護制度の中での支援はちょっと難しいような、残念ながら、ございません。

ただ、市で借り上げました部屋等を用意し、それから転居に係る費用についても援助するなどの方策をとということで、すみません、重複してしまいましたが、方策をとということです、対象の方が障害のある方や、また高齢者の方、それからちょっと表現はあれなんですけれども、DVの被害ですとか虐待ですとか、ちょっとそういった特殊案件等があれば、また関係機関と相談して入所・入居できる住まいを探してもらうことも可能なんです、それ以外の方につきましてはというところでありまして、市のほうとしましても今後の課題として検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 2回目の再質問をさせていただきます。

そうなんです。やはり旭市、6万2,000人の人口を抱えて、私は近隣の銚子市や匝瑳市、香取市などの生活保護世帯比率を見ましたけれども、大体1.1%前後いらっしゃいます。しかし、旭市は、特別、社会福祉課が、例えば群馬県の桐生市でもって、1,000円ずつ毎日やって、それでもって生活保護世帯を半分にしたというような、そんなことがあったんですけども、そうではなくて、先ほど言ったように、0.6%前後なんです、旭市の場合。ですから、そういう比率はすごく少ないわけ。つまり、生活保護を受けている世帯というのは自然の状態でも少ないわけです、特別でね。

ほかの自治体は、大体、銚子市にしても、ほかのことを言うのはおかしいですけども、匝瑳市にしても香取市にしても、このところ〇.二、三%上がっているんです。1.11%ぐらいになっている、世帯。そういう、やっぱり旭市の場合には、特別、生活保護世帯が多いのではなくて、しかしそういう困っている方の行き場所がない。こういうような市ではいけないのではないかと、あえてこの問題をメインに今回一般質問をさせていただきました。

例えば、都市整備課に聞きますけれども、特別に入居のお金を払うとかいろんなことがあります。それから、十数万円の固定資産税の滞納があって、それについては税務課とも話をしましたけれども、これからまだ続くでしょうけれども、それでどうするかという問題だと、それから社会福祉課に聞きますけれども、社会福祉協議会から、昔の善意銀行のお金がこんだけぐらい借りられるかもしれないからといって話をしたけれども、こんなに滞納があるんだったらこれ全部払わなければ駄目でしょうからね、そんなお金は貸せませんよ。こういうことの繰り返しなんです。ですから、やはりその方を一時的に保護できるようなところを、ぜひ旭市の場合にはつくる必要が私はあると思います。

その点について、市長、どうですか。こういう事態が起こったことが、私は本当に、もっと旭市がそういうところに手を伸ばす市政をつくらなければいけないのではないかと、思っているんですけども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） いずれにしても、一時的にそちらの方を保護というところでございますけれども、現状世帯のほうに分かれていないという状況の認定になってしまうと、現在ではちょっと難しいというところであります。

単に、いずれにしても世帯を分離として取り扱うかどうかということにつきましては、機

械的に単純に取り扱うことなく、世帯の状況及び、それからいろんな地域の生活実態等、当該世帯のことはもちろんでございますけれども、十分考慮した上でいろんな方策を検討していきたいと思います。

ただ、一時的な避難の保護施設のようなところの設立につきましては、ちょっと現状では難しいというところで、申し訳ございませんが、よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 3回目の再質問をします。

そこなんです。私は何でこんなことを聞くかと言われるけれども、こういう方を救うのが政治でしょう、市の行政でしょう。だって、4年近くも国民健康保険証がない方がいるんですよ。そういう方を見つけて、税務課ではなくて保険の担当課でも、この方は全く保険証がなくて何だろうというふうに気がつかないんですか。そういうところに目が行っていないんですよ。

ですから、右のほうの目が少し見えるようになって、左はほとんど見えないんですけども、何とか日常生活ができるようになったからいいですけどもね。それでも、目の治療は全くしていないんです。これは、本当にそういう方を旭市の中で生んでしまっているということ、こういうことでは本当に市の行政としては、私は考えちゃったんですね。

ですから、ぜひこの問題については、正直言って、市としても、松木がこんなことを言っているではなくて、こういう実態があった場合にどうするんだということをこれから議題にしてください。それで、私はまたこの方が何とかいくように、これから終わってからも努力しますけどもね。そういうような事態が起こっているということをぜひ認識した上で、行政を進めていきたいと思います。

私は、これでもって最初のところの質問は終わりにして、次の事項にいきます。

それでは、萩園地区の生活排水処理施設についてであります。

ここは聞きますけれども、日常の排水の処理はどういう会社に、どのぐらいでやっているんですか。

それから、年1回、あそこの萩園から港のほうまで行くような長い距離の下水の清掃もやっています。1回、私は立ち会って見たことありますけれども、これについてはどういう業者にやらせているんですか。

この二つをまず聞いて、そして、放出の水質基準と、それから処理後のデータをいただけて、ありがとうございます。

あれを見ると、あの地域は津波で荒らされた地域で、ほとんど古い家はなくなっていますから、くみ取り式の便所はないと思うんです。今ほとんどないのではないかと。あるのは、合併浄化槽か、単独浄化槽も今ありませんけれども、ほとんどね。そういうところが十分に管理されていないから、大腸菌類がいっぱいある水がどんどんあふれて流れているんですよ。

これをやっぱり調査して、ちゃんと消毒して、それでもって年に1回の清掃をしてということがあれば大腸菌群はほとんどなくなるから、この施設は要らなくなってくると思います。今ではまだ海に流せる状態ではないから、この施設を使わざるを得ないでしょうけれども。

ここに、年間ずっと1,000万円のお金が毎年かかるんですよ。これについて、この金額を教えてください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、お答えします。

三つあったと思います。

まず一つ目ですけれども、業者ですが、これは産廃の収集運搬業の許可を持った業者のほうに委託しております。香取市の業者になります。

あと、合併浄化槽の管理……

（「業務は」の声あり）

○環境課長（高根浩司） すみません。業務は、萩園生活排水処理施設に大きい沈殿層がございます。沈殿槽の活性汚泥の引き抜きと、あと県道の地下に埋設されている埋設管があるんですけれども、マンホールが等間隔に海岸沿いに設置されておりますので、そのマンホールにも汚泥がたまるような仕組みになっておりますので、その汚泥の引き抜きを行います。

あと、合併浄化槽の管理ですけれども、申し訳ありませんが、市のほうでは管理までは関わっていないので、浄化槽の管理という部分になりますと県の、海匠事務所のほうになってしまいますので、県のほうと十分連携を取って対応していきたいと思います。

あと、3番目に金額ということですが、これは令和5年度の決算でよろしいでしょうか。では、令和5年度の決算で内訳を説明させていただきます。

まず、費用の主な内訳ですが、排水処理施設内の機械類や、県道のマンホール内に設置されている水中ポンプがございます。その水中ポンプ等の電気料金として242万円、あともう一つ、排水処理施設やマンホールに堆積した汚泥の回収委託費としまして378万円、それと、排水処理施設等の維持管理の委託費としまして158万円、あと、その他細かいのがあります

が、その他排水処理施設の維持補修費等を含めまして、総額で853万円でございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） 萩園の排水処理施設に来る水はどこから出てくるんだ、大体この地域だということは分かるわけでしょう。そうしたら、県がやる問題ではなくて、旭市の環境課でもって調べたっていいんじゃないですか。できる行政的なあれはありますよ。しかし、ちゃんと年1回の汚泥の処理や薬の入替えをしなければ大腸菌は出てきてしまうんですよ。これは下水道のある地域だって、まだ3割近くが合併浄化槽、旭市は今は。ですから、旭市の町なかから出ている水だって大腸菌が含まれている可能性がかなりあるんですよ。

年1回清掃するという規定になっていますけれども、100%守ってくればそうです。しかし、そうではないところは同じような状態なんですから、これをちゃんと調べないで、毎年800万円でも900万円でも、あそこの施設をずっと使い続けるんですか。

こういう問題について、先日私は予算の一般会計のところで聞きましたけれども、こういうことは市のそういう計画に入っていないわけですよ。そうでしょう。企画政策課長、そう思いませんか。こういう問題については知らんぷり、そうですよね。そういうことが旭市の計画の中に起こっているということなんです。それについて、市長、どう思いますか。恐らくもっと漏れていますよ。一つ一つ調べたらば。

何とか戦略といって5年計画を立てたって、新しいことをどんどんやっていく、それも計画していないこともあるかもしれない。例えば、干潟保育所を5年前の計画でもって、無償でもって提供するということが載っていたんですか、あれ。そういう行政を旭市ではやられているんですよ。それと同じことです、今回の場合もね。

ですから、この事業をいつやめるか。そして、やめないんであれば、どのようにして汚い水ではないものが出てくるようにするか。それを考えるのが担当課の仕事ではないですか。担当課長、よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） ご指摘ありがとうございました。

合併浄化槽に関しては、うちのほうで補助金、国・県からの補助もありますが、補助金を出しておりますので、合併浄化槽については、普及を今後推進していきたいと思います。当然、飯岡のあの地区については萩園生活排水処理施設の計画区域に入っていますけれども、

合併処理浄化槽の補助金の対象区域ですので、そういった部分で普及啓発、それは進めていきたいと考えております。

あと、やめる時期というのは、やめるというか、施設の廃止に関しましては、今後十分協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 一般質問は途中ですが、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時15分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、松本源太郎議員の一般質問を行います。

松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎） それでは、3番目の仁玉川脇の旭市東町都市下水路浄化施設についてお伺いします。

撤去の方法をご検討いただいて、ありがとうございます。担当課長、よろしくお願いします。

それでちょっと聞いておきたいんですけども、この下水道処理施設には、何か所か水が入ってくるところがあったから、そこに駅の南側から農業高校ぐらいまでのところの水が、小さなどぶ川があって、それがそこに集まってきているわけですね。その水路というのは、旭市が管理する水路なんですか。それともあの地域は農地だったところですから大利根とかが管理する、そういう水の管理というのはどうなっているんですか。これを全部潰してしまうわけにはいかないのではないかと思うんですけども。

さらに、これ一つ問題というか心配なのは、あの施設の下には、水をためて処理するから大きなボックスカルバートなり、それからコンクリートのあれがあると思うんですよ。それは大丈夫なんですか、構造的に。

この二つのことをちょっとお伺いしておきたいんですけども、よろしくお願いいたします。これから調査するんでしょうけれども、ひとつよろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳）　まず、水路につきましては、東町の都市下水路ということであるらしいですか。

（「下水路であそこに水が来ていた。その上流がどこまで行っているか
っていうのを調べたことがあるか」の声あり）

○上下水道課長（多田一徳）　その下水路につきましては、以前は下水道課のほうで所管しておりましたが、現在は建設課のほうに所管替えをしております。雨水等の道路排水として今の活用といいますか利用、現在、活用してございます。

それとあと、施設のほうの構造、地下のほうにもあると思いますが、それにつきましては、現状では今全部撤去をするということで、その辺は設計の中でどういった方法かということ
は検討していきたいと思っております。

○議長（飯嶋正利）　建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　排水路につきましては、農高の北側から流れていまして、商工会を
経由して町なかを通過して今の排水処理施設のほうに行っているということです。

○議長（飯嶋正利）　松本源太郎議員。

○20番（松本源太郎）　駅のほうから来る下水路は、お菓子屋さんの脇を通過して、昔の中藤
さんという医院の脇を通過してあそこに来ていると思うんですよ。ですから、2方向から来て
いて、今でも雨水はそこを通過するんですけども、その処理はどういうふうにするか、これか
ら考えるんでしょうけれども。

それが仁玉川に自然に流れるようにしなければならないということもあるでしょうから、
今はどうなっているんですか。今現在はどうなっているんだか。あその下水施設のところ
の下に水がたまって、そこにたまったのがあふれて流れているんですか。そのところ、今
よく調べてありますか。

○議長（飯嶋正利）　再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（齊藤孝一）　その排水路につきましては、浄化施設を通らないでそのまま直接仁
玉川のほうに流れております。

（「流れるように」の声あり）

○建設課長（齊藤孝一）　はい。してあります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） 分かりました。それでは、そのことについてはよろしく願いいたします。

それから、最後の仁玉川の下流の護岸の問題ですが、農水産課長、それは全部路堤をちゃんと復元してくれるということなんですか。私が質問したときには、県の出先の方が、これはもう最初の設計は終わっているんですけどもねと言っていました。ですから、近々とは思っていましたけれども、こんなに早くできると思わなかったです。これ大体通るといふふうに県が言っているわけですから、そのところ、ちょっとお聞かせください。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 更新の工法というんですか、そういったものなんですけれども、更新後の維持管理のしやすさも考慮しまして、コンクリートブロック張工構造という構造で今のところ計画をしております。

（「どこまで」の声あり）

○農水産課長（伊藤弘行） 下流部の部分になります。

（「下流部のどこまで」の声あり）

○農水産課長（伊藤弘行） 新川に接続する部分。

（「上が、上が」の声あり）

○農水産課長（伊藤弘行） 上流部ですか……。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員。

○20番（松木源太郎） コンクリートでもってやった土手ではなかったんですよね、あそこね。何かコンクリートの板を並べてあっただけ。それをコンクリートの護岸にして、あそこには通路があるから橋がありますね。橋からずっとどこまでやるんですか。私が大体地図で測ったら780メートルぐらいのところがおかしかったんですけれども、それはちゃんとしなければいけないし。

それでもう一つ、市に言っておきたいことがあるんですけれども、図書館の脇のところをずっと下りたところの、特に北側が通れるようになっていますね、細い、車はあんまり無理でしょうけれども。そこが、途中から結局路肩が崩れるような状態が続いているわけですよ、南側の。そこが直ったら、あそこの道路はもう一度ちゃんと、大きい車は通れないけれども、普通の状態でもって通れるように整備しなければいけないと思うんです。

というのは、少し行くとちょっと道ががちゃがちゃになっていたんですけども、今は直ってきましたけれどもね。そういう面で、ぜひ県と協力して、この地域が安全になるようにお願いしたいと思うんですけども、よろしいですか。

では、農水産課長、市長が、お願いしておいたから分かったそうですから。

では、これでもって終わります。

○議長（飯嶋正利） 答弁はいいですか。

○20番（松木源太郎） いいです、いいです。

○議長（飯嶋正利） 松木源太郎議員の一般質問を終わります。

松木源太郎議員は自席へお戻りください。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（飯嶋正利） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（16番 伊藤房代 登壇）

○16番（伊藤房代） 議席番号16番、公明党、伊藤房代でございます。

令和7年第1回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は6点の質問をさせていただきます。

1点目、物価高騰対策について、2点目、中小企業支援について、3点目、学校施設環境改善交付金について、4点目、EV（電気自動車）について、5点目、スマホ教室について、6点目、救命率向上についての6点の質問をさせていただきます。

まず、1点目、物価高騰対策について質問いたします。（1）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の本市の活用方法についてお伺いいたします。

2024年度の補正予算では、物価高を克服するため、全国の自治体が地域の実情に応じたきめ細やかな施策を講じることができる1.1兆円の重点支援地方交付金が追加措置されました。本市の活用方法についてお伺いいたします。

2点目、中小企業支援について。（1）中小企業省力化投資補助金についてお伺いいたします。

中小企業・小規模事業者の賃上げ、稼ぐ力の向上を後押しするため、中小企業庁は、カタログから省力化や生産性向上につながる製品を選んでもらい、その導入経費を補助する省力化投資補助金を昨年6月から開始、カタログ掲載製品を増やすなど改善が重ねられ、申請数も増加しつつあるという。1月には、新たにオーダーメイド設備の導入なども対象にするな

ど制度が拡充されているとありますが、どのような内容なのか、質問いたします。

2点目の（2）中小企業・小規模事業者に対して、市ではどのような支援があるのか。

現在、市では、中小企業・小規模事業者に対してどのような支援をされているのか、お伺いいたします。

3点目、学校施設環境改善交付金について。（1）学校施設環境改善交付金を活用して、市ではどのような事業を予定しているのか、質問いたします。

4点目、E V（電気自動車）について。（1）E V（電気自動車）の公用車普及について、今後の計画についてお伺いいたします。

現在、市の公用車には何台のE V（電気自動車）が使用されているのか。今後の計画についてお伺いいたします。

（2）E V（電気自動車）用急速充電設備を他の公共施設に今後設置する計画はあるのか、質問いたします。

今年度、E V（電気自動車）用の急速充電器が1基、市役所駐車場内に設置されました。今後、他の公共施設に設置する計画はあるのか、質問いたします。

（3）E V（電気自動車）を購入した場合、市では補助はできないか、質問いたします。

5点目、スマホ教室について。（1）スマホ教室の開催状況についてお伺いいたします。

現在、市ではスマホ教室は年に何回ぐらい開催されているのか、また、どの程度の規模で開催されているのか、質問いたします。

6点目、救命率向上について。（1）119番通報者がスマホのビデオ通話で映しながら、指令センターの管制員から適切な指示が受けられる映像通報システム、「L i v e 119」の運用はできないか、質問いたします。

千葉県松戸市は、119番の通報者が救急現場などの映像をスマートフォン（スマホ）のビデオ通話で映しながら、指令センターの管制員から適切な指示が受けられる映像通報システム、L i v e 119を運用しており、昨年10月の開始から34件（2月17日現在）活用されています。

管制員がシステムの利用を判断した場合、URL付きのショートメッセージを通報者に送信、スマホでURLをタップすることで音声をつないだまま現場を撮影できる、映像を通して言葉では伝え切れない状況をリアルタイムで共有、管制員からも応急処置の具体的な指示や心肺蘇生法を説明する映像などを送信でき、救命率向上が期待される。市消防局情報通信課の担当者は、通報者に対して適切な指示ができ効果的と話されています。

旭市でも Live 119の運用はできないか、質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の一般質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課からは、1の（1）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用方法について回答いたします。

本市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、今年度に引き続き、住民税非課税世帯に対する給付金の対象世帯を除く世帯に対し、1世帯当たり1万円分の商品券を配付することとし、本定例会に令和6年度の補正予算として提案をしたところです。

これは、現在の物価高騰が、所得階層にかかわらず全ての世帯が影響を受けていることを鑑み、住民税非課税世帯に対する給付金の対象世帯とならない世帯に対しても支援を行うため、国の交付金のうち、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するための推奨事業メニュー枠を活用し、本市独自の事業として実施するものです。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 商工観光課からは、質問事項の2、中小企業支援につきましてお答え申し上げます。

初めに、中小企業省力化投資補助金の内容についてお答えをいたします。

この補助金は、人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を補助する国の支援制度になります。中小企業の省力化投資を促進し、売上げ拡大や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金となります。

概要ですが、議員の質問の中で述べておりましたが、製品カタログに掲載された設備から選択する「カタログ型」、それとオーダーメイドの設備導入に利用できる「一般型」の2種類がございます。

カタログ型の補助率は2分の1以内で、企業規模により上限額は異なります。また、大幅な賃上げ特例による補助上限額の増加措置がございます。

一般型の補助率は、中小企業が2分の1、小規模事業者や再生事業者は3分の2ですが、最低賃金引き上げ特例による中小企業への補助率の増加や大幅賃上げ特例による補助上限額の増加措置がございます。

続いて（2）の市におけます中小企業・小規模事業者に対しての支援についてお答え申し

上げます。

中小企業・小規模事業者に対しての市の支援策としまして、中小企業金融対策支援事業、制度融資利子補給事業を行っております。

中小企業金融対策支援事業につきましては、中小企業資金融資制度に基づき、市内の金融機関を通じて中小企業者へ融資をするもので、中小企業振興を図っているところでございます。

また、制度融資利子補給事業につきましては、利子補給を行うことで中小企業の育成振興を図っているものでございます。

そのほか、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例に基づきまして、一定額以上の設備投資を対象に、5年間の固定資産税の課税免除、雇用等に対する奨励金を交付することで、企業の設備投資、雇用の創出を図っているところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課からは、3点目、学校施設環境改善交付金についてお答えいたします。

学校施設環境改善交付金は、学校施設整備などを促進するため、改築や補強、大規模改造などの耐震関連や長寿命化の経費などを中心に、国が交付金として地方公共団体へ交付するものでございます。

本市での事業予定につきましては、本定例会で令和6年度の補正予算に計上させていただいている事業が二つありまして、まず一つ目は、中央小学校の整備事業ですが、こちらは中央小学校の職員室と保健室の空調設備、こちらが設置後20年経過しまして故障しているため改修工事を行う予定でございます。

二つ目は、中学校5校と干潟小、矢指小の整備事業なんですけど、こちらは学校のタブレットで使うWi-Fi等の校内ネットワークの通信環境、こちらを改善するため、アクセスポイント等の改修工事を予定しております。

○議長（飯嶋正利） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） 行政改革推進課からは、4番のEV（電気自動車）についての（1）と（2）についてご回答を申し上げます。

EV、以下、電気自動車と言わせていただきます。まず、（1）の電気自動車の公用車普及について、今後の計画についてということで、現在本市では、公用車として普通乗用車1

台、軽乗用車1台、合計2台の電気自動車を所有しております。

今後は、国・県と同様、基本的に代替できる電動車がない場合を除き、新規導入・更新については可能な限り電気自動車を含めた電動車を導入していく予定であります。

次に、(2) 電気自動車用急速充電設備を他の公共施設に今後設置する計画はあるかということで、今年度、市役所本庁舎出入口付近にある駐車場の一面に50キロワットの電気自動車用急速充電器を1基設置いたしました。

そのほか現在、道の駅季楽里あさひにおいて、本庁舎と同じ出力の電気自動車用急速充電器が1基と普通充電器を1基設置しております。今後、普通充電器を120キロワットの高出力な急速充電器に変更すると聞いております。

なお、そのほかの公共施設への急速充電器の新設設置の予定は、現在のところございません。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは私のほうからは、大きな4番、電気自動車についての(3)になります。電気自動車を購入した場合、市では補助ができないかについてお答えいたします。

市では令和5年度から、一般家庭において電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を買入れで買入れた方に対し、旭市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱に基づきまして、補助金を交付しております。

ただし、新設、既設は問いませんが、住宅用太陽光発電設備、いわゆるソーラーパネルが設置されていることが条件となります。

補助額につきましては、自宅に住宅用太陽光発電設備が設置されている場合、または併せて設置する場合は上限10万円、あと、住宅用太陽光発電設備及び自動車に蓄えた電気を自宅で使えるようにする機器、通称「V2H充放電設備」、これらを併せて設置する場合は上限が15万円となります。

また、国の補助金と併せてご利用ができます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（江波戸政和） 生涯学習課からは、大きな5番、スマホ教室についてご回答を申し上げます。

スマートフォン教室の開催につきましては、生涯学習講座の一環としまして、高齢者の方を対象に、令和4年度、旭市民会館の主催講座として開始をいたしました。

令和5年度からは、対象者の年齢も広げ、旭市民会館をはじめ、いいおかユートピアセンター、海上公民館及び干潟公民館の4施設で開催をしております。

今年度につきましては、昨年10月に、4施設で午前の部と午後の部に分け2回の実施で、各回定員を10人として募集を行い、トータルで8回のスマートフォン教室を実施いたしました。

受講者数についてですが、施設ごとに申し上げますと、旭市民会館、これが10月11日開催で19名、いいおかユートピアセンター、10月18日開催で19名、干潟公民館、10月22日開催で11名、海上公民館では10月24日開催で8名となっております、合計で57名の方が受講をされております。

以上となります。

○議長（飯嶋正利） 消防長。

○消防長（常世田昌也） 消防本部からは、大きな6項目め、救命率の向上についての（1）L i v e 119について回答をいたします。

L i v e 119の概要につきましては、先ほど議員からご説明をいただいたとおりでございます。

L i v e 119は、音声による119番通報に加えまして、映像によるコミュニケーションにより迅速、適切な消防活動につなげられることや、より効果的な応急手当てを行うことで救命率を向上させることが期待できるものでございます。

旭市で運用できないかとの質問でございますが、旭市消防本部を含みます千葉県北東部・南部の20消防本部の119番通報の受信や、消防車・救急車などの無線管制等の通信指令業務の運用を共同で行っております、ちば消防共同指令センターでは、令和6年5月1日より、L i v e 119の運用が開始されております。令和7年2月17日現在で120件の活用があったとのことございまして、そのうち2件が旭市管内で活用されたとのことでございます。

心肺蘇生法などが必要な緊急性の高い救急事案では、指令センター管制員が通報者に対して、映像を確認しながら応急手当てのアドバイスを行うことができるため、より効果的な応急処置につなげることができます。

回答は以上でございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） それでは、再質問させていただきます。

1点目の物価高騰対策について、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円の給付と、それらの世帯のうち18歳以下の子どもを扶養している世帯に対し、子ども1人当たり2万円の住民税非課税世帯物価高騰対策給付金を給付します。また、本給付金を受けた世帯を除く世帯に対しては、家計応援のための商品券を配付予定しておりますということで、今後の流れについてどのような工程で行くのか、伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず、商品券のほうの流れからお答えいたします。

新年度になりましてから作業を行いまして、商品券の発送につきましては6月末までを予定しております。商品券の使用期限につきましては、令和7年7月1日から同年12月31日までとなります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 社会福祉課のほうでございますが、低所得者支援ということで令和6年度の住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円の給付、それらの世帯のうち18歳以下の子どもを扶養している世帯に対し、子ども1人当たり2万円ということで、令和6年度旭市住民税非課税世帯物価高騰対策給付金給付事業を現在も実施してございます。

この事業につきましては、低所得世帯への支援として早急に対応するという国からの要請があったことございまして、令和7年1月24日に専決処分させていただきまして、今議会にも議案として提出しまして承認のほうをお願いしているところでございます。

事業の進捗といたしましては、給付金の対象と見込まれる世帯に対しましては、2月18日付で給付のお知らせ、それから確認書のほうを既に発送いたしてございます。

なお、今回につきましては、口座変更等の連絡が特になければ手続不要のプッシュ型を中心に実施しておりまして、今後の予定としましては、第1回の振込につきましては3月中旬に予定してございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） 全世帯へ漏れなく周知徹底をお願いしまして、次の質問に入ります。

2点目の中小企業支援については、（1）と（2）あわせて再質問させていただきます。

再質問で、中小企業の相談支援として、ワンストップでできる「よろず支援拠点」の活用について伺います。

資金繰りや人材確保、生産性向上など、中小企業・小規模事業者が直面する経営課題をワンストップで相談できるよろず支援拠点の活用が広がっている。持続的な賃上げが大きな課題となる中、企業の稼ぐ力を高めていくためにも、さらなる機能強化を進める必要があります。

2014年の創設から今年で10年を迎えたよろず支援拠点、中小企業は拠点の経営支援力を向上させようと検討会を立ち上げております。国が47都道府県全てに設置している。最大の特徴は、専門家が課題解決を提案し、成果が出るまでフォローアップ、継続支援してくれる点だ。しかも、無料で何度でも相談できる。商工会、商工会議所や信用金庫など地域の支援機関と連携する仕組みが整っているのも強いということで、相談対応件数は、事業を開始した2014年度の6万5,737件から2023年度は43万1,043件と6倍以上にも増加。利用者の満足度は9割を超えている。

最も多い相談は、売上げ拡大に関する内容だ。よろず支援拠点を含め、地域の支援機関を活用している事業者ほど黒字化が進んでいるというデータもある。よろず支援拠点は、中小企業に不可欠な地域インフラと言っても過言ではないということで、事業者と地域をつなぐよろず支援拠点の存在でございますが、市ではどのような連携を取られているのか、伺います。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、お答え申し上げます。

千葉県のよろず支援拠点、議員ご案内のとおり、全都道府県に設置ということで、千葉県にも支援拠点のほうは設置をされております。

こちらは、中小企業や個人事業主、また起業したい方の相談先としまして、中小企業診断士、また弁護士、フードコーディネーターなど各専門家が在籍しておりまして、事業に関する様々な悩みを相談できる場所となっております。

また、コロナ禍の際には、本市におきましてもホームページに掲載しまして周知を行ったところでございます。

本市では、商工会と連携しまして創業セミナーのほうを実施しておりますが、その中で千葉県よろず支援拠点のコーディネーターを講師として招きまして、よろず支

援拠点の利用方法や、創業の際に多い相談内容などについても紹介をしていただいておりますところでございます。

また、市内の一部の金融機関におきましては、よろず支援拠点のサテライト相談会というものを実施しているということで、小規模事業者が抱えます経営課題等の相談を行っているというふうに聞いております。

また、私ども商工観光課の窓口におきましても様々な相談が寄せられておりますが、それらに対しまして、情報提供を行ったり、商工会や金融機関等適切な機関を紹介をしておりますところでございます。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。

次に、中小企業の経営者が事業の休廃止に関して無料で相談できる特別相談窓口は設置されているのかということで、これは近年、経営者の高齢化が進む中で、後継ぎや売却先が見つからず事業承継が進まなかったり、物価高の影響で資金繰りが困難になったりして廃業を検討する経営者が多いということで、会社の資産が借入金を上回る状態で廃業できればまだよいが、経営の見通しが甘かったり、従業員や取引する金融機関から事業の継続を求められたりして、経営者が決断を先延ばしにするうちに借入金が資産を上回って倒産に至るケースは少ない。

手後れになる前に経営者が相談できる体制をつくらないといけないということで、市ではそのような対応はされているのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再々質問に対し答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） お答え申し上げます。

近年、経営者の高齢化や後継者不足によりまして、休業、廃業、解散といった件数が全国的に増加傾向にあるというところは認識しておりますところでございます。

また、千葉県においても、2023年に休廃業、解散した企業数が2,056件、2024年には2,738件というふうなデータもあるようでございます。うち半分が黒字倒産ということで、やはり後継者がいないというところがかかなり深刻な問題かなというふうに捉えております。

そこで、千葉県におきまして、千葉県事業承継・引継ぎ支援センターが設置されております。親族内承継に限らず、第三者への承継のためのマッチングなどを支援しております。

また、先ほどご紹介いただきましたよろず支援拠点、こちらにおきましても休廃業の相談を受け付けているというところがございますので、本市としましても、こういった活動の周知のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

また、本市におきましても、商工会と連携して実施しております経営支援セミナー、こちらの中で事業承継の引継ぎセンターの中小企業診断士を講師に招きまして、事業承継の実態や進めておくべき手続等を紹介していただくなど、事業承継・引継ぎ支援センターの周知に努めておるところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ぜひ支援のほう、よろしくお願いいたします。

次に、3点目の学校施設環境改善交付金については、ありがとうございます。

そこで、学校の体育館へのエアコン設置、空調整備の計画については、今後どのような計画がございますでしょうか。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 小・中学校の体育館のエアコン設置につきましては、現在、小・中学校20校の体育館には空調設備は設置しておりません。ただ、現在予定しているひかた樁小学校、こちらの体育館には、令和9年4月の開校に向けた工事の実施設計の中で設置を検討しているところでございます。

学校体育館は、児童・生徒が体育の授業や部活動で使用するほかに、災害時に地域住民の避難場所としての役割も担っておりますので、そういった空調設備の必要性は認識しております。ただ、学校の体育館へ設置するには、空調設備の工事のほかに、断熱性を確保する工事の費用、あるいはランニングコストなど多額の財政負担が生じることとなりますので、現状としましては、気化熱式冷風機等の簡易的な冷房設備、こちらの大空間での効率的な空調方法などについて、先進事例を参考にしながら、引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） どうぞよろしくお願いいたします。

4点目につきましては、これからまたしっかりと協議していただければと思いますので、5点目のスマホ教室に移らせていただきます。

スマホ教室の開催状況、ありがとうございました。

そこで、スマートフォン、人数、回数に限りがあるかなと思います。そこで、市としてスマートフォン（スマホ）などのデジタル技術を使える人と使えない人との間に生じる格差、デジタル・ディバイドの解消に向け、スマホの操作方法を分かりやすく手ほどきするコールセンターが開設できないか質問いたします。

神奈川県座間市では現在、スマートフォン（スマホ）などのデジタル技術を使える人と使えない人との間に生じる格差、デジタル・ディバイドの解消に向け、スマホの操作方法を分かりやすく手ほどきするコールセンターを設けています。コールセンターは通話料無料で、休日を含め午前9時から午後6時まで利用できる。スマホに関することなら、アプリのインストールや各種操作方法など何でも相談できる。

相談内容は、LINEの電話応答や写真の送付、友達追加のほか、ショートメールの通信方法、操作が簡単なスマホの機種は何かといった質問まで多岐にわたる。市の担当者によると、LINEに関する問合せが最も多いという。

実際にコールセンターを利用した住民からの評判は上々。また、友人から送られてきた二次元コードを読み込む方法について問い合わせた。使用しているスマホの機種から調べてくれ、自分に合った説明を細かくしてくれたと評価する。一方、アプリが消えてしまった際の対応について相談した方は、時間をかけて丁寧に教えてくれた、周りの友人にもコールセンターを紹介したいと語っていた。

座間市は、デジタル・トランスフォーメーション、DXを着実に推進するため、2023年6月、2026年度までのDX推進計画を策定。市民、職員、地域それぞれのDXに関する戦術を示している。市民の分野では、デジタル・ディバイド対策として、デジタル技術に不慣れな人へのサポートの充実などを掲げ、この推進計画に基づきコールセンターが開設された。

ぜひ旭市でもコールセンターの開設ができないか、質問いたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（椎名 実） それでは、行政改革推進課のほうからご回答いたします。

本市におきましても、本年度にデジタル戦略室を設置し、DXを推進するための計画策定を進めております。デジタル・ディバイド対策についても計画の中に取り込むことを想定しております。

ご提案のコールセンター、この開設につきましても、現在実施しておりますスマホ教室の

拡充など、デジタル・ディバイドの解消に向けた対策の一つとして研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思います。

次に、6点目の救命率向上についての、先ほどお答えいただきまして、もう既に運用開始しておりますということで、120件の活用があり、2件が旭市管内だということで、今ご回答いただきました。

現在旭市では、もう既にL i v e 119が運用されているということですが、市民の方にこのL i v e 119の運用の内容について幅広く知っていただくための方法はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（飯嶋正利） 再質問に対し答弁を求めます。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 広報につきましてですが、現在、市ホームページの消防本部の中にL i v e 119に関しては記載をしております。

しかしながら、やはりそれだけでは足りなかったということもありますが、開始されたのが6年5月ということでございましたので、今年度、消防本部で毎年発行しております消防広報、3月になるんですが、そちらのほうには内容を載せてございますので、そちらのほうで皆さんに見ていただければと考えております。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員。

○16番（伊藤房代） なかなか誰も知らない人が多いというか、やっていることも知らない部分もありますので、これが市民の皆さんに分かると、本当に安心して運用、また利用できるのかなというふうに思いますので、周知徹底をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（飯嶋正利） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

伊藤房代議員は自席へお戻りください。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（飯嶋正利）　これにて本日の会議を散会します。

また、次回は21日定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会　午後　4時　1分